

# 多文化共生の県づくりに向けて

- 愛知県多文化共生社会づくり推進会議報告書 -

2007 年 3 月

愛知県多文化共生社会づくり推進会議

# 目 次

はじめに .....	1
検討の背景 .....	2
第 1 生活支援 .....	4
1 教育.....	4
2 労働.....	10
3 居住.....	12
4 医療.....	13
5 福祉.....	13
6 防災.....	14
7 安全.....	15
8 留学生支援.....	16
9 専門性の高い相談体制(多文化ソーシャルワーカーの養成) .....	17
第 2 コミュニケーション支援 .....	19
1 日本語の学習支援.....	19
2 情報の多言語化.....	20
第 3 多文化共生の地域づくり .....	22
1 県民等に対する意識啓発.....	22
2 外国人県民の自立と地域社会等への参画.....	23
第 4 多文化共生施策の推進体制の整備 .....	25
1 多文化共生の推進に関する計画等の策定.....	25
2 多文化共生拠点の設置.....	26
3 多文化共生推進主体の役割分担.....	26
4 多文化共生推進主体の連携・協働.....	28
参考資料 1 .....	29
参考資料 2 .....	37
参考資料 3 .....	51

## はじめに

2005年は、市町村レベルの多文化共生の取組が本格化した一年であった。首都圏の自治体では、多文化共生を推進する指針やプランが全国に先駆けて策定され、多文化共生の拠点も設置された。また、同じ年、総務省は「多文化共生の推進に関する研究会」を立ち上げた。同研究会がまとめた報告書に基づき、総務省は「地域における多文化共生推進プラン」(2006年3月)を策定し、全国の自治体に対して多文化共生の推進を総合的かつ計画的に推進することを求めている。

2006年4月の経済財政諮問会議で、総務省の報告書を受けて、在住外国人の生活環境整備を進めることが議論されて以来、今度は国レベルの動きが活発になっている。外国人労働者問題関係省庁連絡会議は2006年12月に「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を発表した。また、犯罪対策閣僚会議に設置された外国人の在留管理に関するワーキングチームにおける検討も進んでいる。

愛知県には、県内企業の活発な経済活動によって、多くの外国人が働き、暮らしている。その結果、全国の都道府県の中で3番目に外国人住民が多く、また県民に占める比率は約2.7%で、全国第2位となっている。特にブラジル人県民の数は71,004人で、全国一である。愛知県に暮らす外国人が経済面を中心に地域社会へ多大な貢献をしている一方で、教育や労働など様々な分野の課題も顕在化している。今、「多文化共生の県づくり」が最も求められているのが愛知県と言えるのではなかろうか。

今回の報告書を機に、愛知県が多文化共生施策を総合的、計画的に推進するとともに、多文化共生社会づくりにおける全国の自治体のリーダーとなることを期待したい。

愛知県多文化共生社会づくり推進会議

座長 山 脇 啓 造

## 検討の背景

### 愛知県在住外国人の状況<sup>1</sup>

愛知県の外国人登録者数は、2005年12月末現在、194,648人で、東京、大阪に次ぐ数である。また、外国人登録者数の県内総人口比は、1990年には約1.2%であったが、2005年には約2.7%を占めるまでになり、現在、東京に次いで全国第2位である。

国籍別では、ブラジルが71,004人で外国人登録者数の約36.5%を占め、以下、韓国・朝鮮が43,434人で約22.3%、中国が30,532人で約15.7%となっており、151カ国（無国籍を除く）の外国人が在住している。

1990年の出入国管理及び難民認定法の改正施行を契機に、活動に制限のない日系人、特にブラジル人が出稼ぎ目的で来日し、製造業の盛んな愛知県では、間接雇用の形態による受入れが進んだ。その結果現在では、ブラジル人の外国人登録者数が全国一であるのを始め、南米地域からの就労を目的とした日系人が多数在住している。

### 多文化共生推進の必要性

愛知県では、1990年代以降の在住外国人の増加に対して、多言語による相談事業や行政情報の提供、日本語学習支援などの事業に（財）愛知県国際交流協会が中心となって取り組んできたが、在住外国人の定住化傾向の高まりによって、教育、労働、医療、住居など、日常生活に関する問題の顕在化に的確に対応していくため、2003年3月に「愛知県国際化推進プラン」を策定した。このプランでは、「外国籍県民とともに生きる地域社会づくり」を目標の一つに掲げ、外国人を「生活者」として、共に地域社会をつくっていく一員であるという視点から、様々な施策に取り組んできた。

少子高齢化により労働力人口が減少していく中、今後も就労目的で入国する南米からの日系人など、外国人の増加が予想される。一方、ASEAN諸国とのEPA<sup>2</sup>（経済連携協定）推進により、製造業の分野だけでなく、医療、福祉の分野にもアジア出身者を中心とした外国人の増加が予想されている。また、在住外国人の居住形態も、現在では日本で家族を形成し、「永住者」の在留資格や日本国籍

<sup>1</sup> 平成18年版「在留外国人統計」（法務省）

<sup>2</sup> EPA（Economic Partnership Agreement）：経済連携協定

FTA（自由貿易協定：ある国や地域の間だけで、輸出入品に係る関税や外資規制などを取払い、物やサービスの行き来（貿易）を自由にするを目的とした協定）の内容を基礎にしながら、より幅広く経済的な関係を強化する協定

を取得する者も増え、定住化・永住化が一層進展している。

このような中で、在住外国人を取り巻く課題も、多岐にわたってきている。不就学・不登校の子ども増加、子どもたちのアイデンティティの尊重などの教育の問題、医療保険や公的年金の未加入者が多数存在するなどの社会保障の問題、外国人住民の地域社会への参加促進など、自治体が取組みなければならない課題も多様化し、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを一層推し進める必要性が増している。

### 多文化共生推進の意義

外国人の出入国管理を始めとした諸制度は、第一義的には、国の所管である。しかし、外国人住民に様々な行政サービスを提供する役割を担うのは、主として地方自治体であり、その果たす役割は大きい。

地方自治体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」などにおける外国人の人権尊重の趣旨に合致するものである。

また、内外から多くの人々をひきつけ、豊かで活力ある地域社会をめざすには、外国人が持つ多様な価値観・文化を尊重し、その能力が十分に発揮される社会づくりを進める必要がある。

### 検討にあたっての基本的な考え方

本会議では、多文化共生社会を「国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての住民が互いの文化や考え方などを理解し、共に安心して暮らせ活躍できる地域社会」と定義し、愛知県が多文化共生の地域づくりを推進していくために必要な施策の方向性や具体的方策などについて、検討を行った。

なお、南米からの日系人を始めとした日本語によるコミュニケーション能力を十分に有しない外国人住民に関わる課題を中心に検討を進めた。

## 第 1 生活支援

近年、出入国管理及び難民認定法（入管法）上の在留資格「永住者」を取得したり「定住者<sup>3</sup>」の更新を繰り返したりする南米日系人、日本人と結婚する外国人、日本で就職する留学生など、日本に定住あるいは永住する外国人が増加している。

多文化共生社会づくりを進めるには、これらの外国人を「生活者」として捉え、地域において、共に安心して暮らしていくことができる環境の整備が求められる。

より具体的には、教育、労働、居住、医療、福祉、防災などの分野で外国人住民の生活環境を整備し、生活上の多様な課題に対して、総合的な支援を行うことが必要である。

### 1 教育

愛知県には、2005年12月末現在、約12,700人<sup>4</sup>の学齢期にある外国籍の子どもが在住している。そのうち、日本の公立小中学校に在籍する者は7,084人<sup>5</sup>、外国人学校に在籍する者は約2,900人<sup>6</sup>となっている。また、公立小中学校に在籍する子どものうち、約57%にあたる4,020人<sup>7</sup>は日本語指導が必要な子どもとされ、全国一となっている。

外国人の子どもの教育については、十分な学習の機会に恵まれないことなどによる日本語能力不足の子どもが多数存在すること、また、日本語が理解できないことから授業についていくことができず不登校になる子どもの存在、更には公立学校、外国人学校のどちらにも在籍しない不就学児の存在など、早急に解決しなければならない課題が多い。中でも、不就学・不登校の子どもは、犯罪に巻き込まれたり、手を染めたりする危険性が高くなるほか、業務請負や派遣といった間接雇用の形態で非熟練労働に従事する者もいるなど、社会的な問題となっている。

そのほか、進学に一定の日本語能力が要求されることや学力不足、また、進路指導が十分に行われていないことなどから、高校・大学への進学率は日本人の子どもと比べると依然として低い。就職においても、学歴や日本語能力の点から、やりがいを感じる仕事に就くことは難しく、非熟練労働に従事する親たちを身近に見ているため、将来に夢や希望を持ち難いのが現状である。

<sup>3</sup> 定住者(出入国管理及び難民認定法 第2条の2)  
法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者  
(日系三世とその家族や難民として定住が認められた者など)

<sup>4</sup> 平成18年版「在留外国人統計」(法務省)を基に算出した推計値

<sup>5</sup> 2006年「学校基本調査」(文部科学省)

<sup>6</sup> ブラジル学校協議会調べ(平成2005年9月)及び愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室の聞き取り

<sup>7</sup> 2006年「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」(文部科学省)

外国人の子どもの教育問題は、子ども自身の問題にとどまらず、子どもたちが暮らす地域全体の課題でもある。

一方、保護者の在日形態は短期滞在から永住まで様々であり、それに応じて子どもの教育に対するニーズや必要とされる支援内容も、帰国を前提としたものから永住を見込んだものまで、多様なものとなっている。

こうした外国人の子どもの教育を受ける機会を確保するには、公立学校の受入体制の更なる整備、外国人学校の教育環境の充実に資する支援、更には、企業などと連携した基金創設などによる教育体制の基盤強化が望まれる。

#### (1) 公立学校の受入体制

国の見解によれば、外国人には子どもを就学させる義務はないが、公立義務教育諸学校への就学を希望する場合には日本人と同様に無償で受入れることとしている。愛知県内の公立小中学校では、日本語教育適応学級担当教員（以下「加配教員」という。）とポルトガル語と日本語の両方に堪能な「語学相談員」を活用するなど、日本語指導が必要な子どもに対する語学指導や日本の学校生活への適応指導を行っている。

定住化・永住化傾向が進む中、日本で育つ外国人の子どもたちは、将来の地域社会の担い手となる存在である。そうしたことから、校長を始めとする管理職や学級担任の意識改革、また、加配教員や語学相談員の資質の向上・配置の充実など、公立学校の受入体制の整備を更に推進することが望まれる。

#### 【発言要旨】

公立小中学校の受入れは、学級担任、加配教員だけではなく、学校や教育委員会なども含め教育関係者全体で対応できる体制を整える必要がある。例えば、校長を始めとする管理職に対して、多文化共生に関する研修制度を設けることで、加配教員だけでなく学級担任を含めた学校全体で、外国人児童生徒の問題を認識することが可能となる。

愛知県では、現在 169 名の加配教員が配置され全国一という状況で、年々増員されていることは評価できる。しかし、日本語指導能力を向上させ、外国人児童生徒の文化的背景・知識を身につけさせるなど、加配教員の資質向上に更に努める必要がある。また、日本語教育専攻者や青年海外協力隊経験者など、外国での生活経験などを有した人材の教員への優先採用も一考に値する。

県内の 5 教育事務所にポルトガル語が堪能な語学相談員各 1 名が配置されている。しかし、語学相談員一人当たりの担当校が多く、子どもや学校の状況を十分把握できない状況であるため、人員配置の充実が望まれる。ま

た、語学面だけでなく、加配教員の相談業務にも対応できる人材の採用が望まれる。なお、能力のある人材を確保するには、待遇、身分を十分に保障する必要がある。

独学でポルトガル語を勉強するなど熱意をもった教員が増えていることは、評価できる。学んだ知識・語学力など力を発揮できるよう、語学が堪能で外国人児童生徒の教育に熱心な教員については、短期間（2～3年）で異動させないなどの配慮が望まれる。

外国人児童生徒が、学校生活に溶け込むためには、学級担任の意識が重要であり、加配教員や語学相談員としっかり連携をとる必要がある。

外国人児童生徒を差別したりいじめたりしないよう、そして、国籍や民族などのちがいを認めあい、共に学べるように、児童生徒全体への多文化共生教育も必要である。

外国人児童生徒に対する教育についての基本方針を作成する必要がある。

効果測定やプロジェクトサイクルのマネジメントなど、企業や NGO のノウハウや経験を生かす仕組みを取り入れる必要がある。

大学の教員養成課程において、様々な外国語の学習機会の提供や、外国人住民の問題、背景なども含めた多文化共生に関わるカリキュラムの必修化が望まれる。

#### 【具体的な取組】

日本語教育適応学級担当教員（加配教員）の増員

日本語教育専攻者や青年海外協力隊経験者など外国での様々な経験を有する人材の教員への特別選考

語学相談員の増員、加配教員の相談にも対応できる質の高い人材の採用と雇用の安定化

校長を始めとする管理職を対象とした多文化共生に関する研修会の開催  
児童生徒への多文化共生教育の推進

#### (2) 外国人学校への支援

愛知県には、現在、外国人学校が 24 校<sup>8</sup>あり、学齢期にある外国人の子どものうち、約 23%にあたる約 2,900 人はこれらの外国人学校へ通っている。外国人の子どもの教育において、外国人学校は重要な役割を果たしている。

その中で、ブラジル人の子どもが通うブラジル人学校は、現在、18 校確認で

<sup>8</sup> 愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室調べ（2007年2月現在）



きている。ブラジル人学校は、帰国を前提とした教育を行う学校、日本に住み日本社会に適応していくことができるよう日本語教育にも力を入れる学校、公立学校に通学する子どもが母語/母国語<sup>9</sup>を学ぶことができるよう補習校の役割を併せ持つ学校、と大きく3つのタイプに分けられる。いずれのブラジル人学校も、運営資金を授業料から賄っているため、経営基盤が脆弱であり、高額な授業料は保護者にとっては多大な負担となっている。

愛知県では、ブラジル人学校の学校法人化を促すため、2006年4月から各種学校設置認可審査基準を緩和している。各種学校認可及び学校法人認可を受けることで、税制上の優遇措置や公的支援が受けやすくなり、外国人児童生徒の教育環境の改善を図ることができる。現時点（2007年3月）で上記の認可を受けた県内ブラジル人学校は、1校である。

また、ブラジル人学校へ通う子どもたちの多くは、母国へ戻らず、そのまま日本社会の中で生きていくというのが、現実である。このような現状を考慮すれば、日本語教育の強化が必要であり、更に、ブラジル人学校で学ぶ子どもたちの進路の選択の幅を広げるために、ブラジル人学校卒業者に対する日本の高校入学資格の認定について検討を要する。

#### 【発言要旨】

ブラジル人学校は運営資金を主に授業料で賄っているため、授業料が高い。授業料が安くなれば、外国人学校を就学先の一つとして選択しやすくなるため、一定の教育の質を維持している学校を対象に、県などが財政支援をすることが望まれる。

卒業後の進路状況が不明確なブラジル人学校が多いため、在籍する子どもの進路を把握するとともに、実態として、日本に留まる子どもが多いので、日本語指導を積極的に行うよう働きかけをする必要がある。専門的な日本語指導のノウハウを持った者が恒常的に指導できる体制整備を支援する必要がある。

ブラジル人学校は、税制上の優遇措置や公的補助などを受けていないため、運営に苦慮している学校が多い。ブラジル人学校が自立できる取組が必要である。また、持続して安定した運営ができるよう、日本での経営や日本の法制度に関する情報提供が望まれる。

ブラジル人学校のネットワークづくりを行うNPOなどへの活動支援が望まれる。

---

<sup>9</sup> 母語/母国語

母語は、個人が最初に接触あるいは習得する言語であるが、母語と母国語は異なる場合がある。例えば、中国から来た子どもの場合、母国語は中国語でも、母語は広東語であったり、上海語であったりする。在日韓国・朝鮮人の場合は、母語が日本語の人が多くなっている。

## 【具体的な取組】

ブラジル人学校を始めとする外国人学校に対する財政的な支援  
外国人学校における日本語教育への支援  
外国人学校に対する日本での経営・日本の法制度に関する情報提供

### (3) 教育体制の基盤強化

日本で育つ外国人の子どもたちが自分の将来に夢と希望をもって、個々の能力を發揮できるよう育まれるには、一層の教育体制の基盤整備が求められる。外国人住民の問題は、彼らが暮らす地域全体の課題でもあり、これまで以上に行政、経済界、NGO・NPOなどが協力して対応する必要がある、支援事業を実施するための基金を創設するなどの取組が効果的である。

外国人の子どもが日本の社会に適応し生活していくには、日本語によるコミュニケーション能力を身につけることが不可欠である。学校教育における学習内容の理解に必要とされる日本語能力を習得するには、現状の公立学校などでの取組のみでは困難な場合が多い。外国人の子どもそれぞれの日本語能力に応じた学習機会を整備することが求められており、基金を活用して、支援事業を行うことが望まれる。

## 【発言要旨】

日本語習得支援の方法として、バウチャー制度<sup>10</sup>の導入など、受益者・支援者双方の顔が見えるかたちで進めることが、この問題への関心を高めることにつながる。学習支援サービス全体の質の向上も期待できる。成果が目に見える仕組みをきちんとつくることを期待する。

日本語学習支援事業の実施にあたっては、日本語指導を行う人材や日本語教室の整備など、学習の機会を保障する必要がある。そのため、モデル地区を設けて試行するなど、段階的に実施することも考えられる。

子どもを対象にした日本語の指導は、大人への指導とは異なることを認識し、教授法、教材などの十分な検討、準備が必要である。

現在、社会問題となっている児童労働を防ぐ観点からも、子どもの就学支援をしっかりと行う必要がある。このような点からも、企業などが基金創設に協力することは重要である。

---

<sup>10</sup> バウチャー制度

国や自治体が、それを必要とする人に事前に利用券を配り、利用者が自ら主体的に選択したものを利用する制度

## 【具体的な取組】

経済界との協力による、外国人児童生徒教育を支援する基金の創設  
バウチャー制度を導入した日本語学習機会の提供

### (4) その他

学齢期の外国人の子どもの中には、不就学の子どもが少なからず存在する。不就学は早急に解決しなければならない問題であり、不就学児本人及びその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけなど、就学に向けた取組を早急に行うことが求められる。しかし、現行の外国人登録制度が居住実態を正確に反映していないこともあり、学齢期の外国人の子どもは、把握し難いのが現状である。外国人の子どもの就学状況の実態を早期に把握し、すべての子どもに教育を受ける機会を確保する必要がある。

また、外国人の子どもは日本語能力の不足などから日本の高校・大学への進学率が低い。放課後学習など既存の事業を効果的に活用して、教科学習や日本語学習の支援に取り組むことも望まれる。

## 【発言要旨】

不就学は重大な問題であり、早急に解消しなければいけない。そのためには、教育委員会が中心となって教育関係者と協力しながら、教育に関心の低い保護者に教育の必要性や日本の教育制度を理解してもらうなど、就学意識を高める働きかけも必要である。更には、学校教育の義務化の検討も望まれる。

不就学児だけではなく、外国人児童生徒全体の実態把握が必要である。

外国人児童生徒が在籍する公立小中学校のうち、同生徒数が5人未満の学校が、約80%ある。加配教員配置などの支援を受けられない学校や外国人児童生徒が比較的少数の市町村に対して、先進的な取組事例などの情報を集約し、インターネットなどを活用して提供することなどが求められている。

外国人学校を卒業しても、日本の高校入学資格は得られない。中学校卒業程度認定試験を受験するか、日本の中学校へ編入するか、夜間中学へ通うしか方法がない。日本の高校へ進学できる制度の構築について検討を要する。

放課後を利用した既存の事業を、外国人児童生徒のために活用することが望まれる。放課後学習支援を行ったり、児童生徒の社会性を育てたり、あるいは、不就学児を出さないように下支えするためにも有効活用できる。

更に、その場に日本語指導者の派遣を行えば、日本語教室の機能も組み込むことができる。放課後を利用した既存の事業を活用し、NPO や多文化ソーシャルワーカーと連携を図る体制整備が期待される。

子ども自身の意欲が日本語学習の大前提となる。子どもに学習意欲を持たせる責任は保護者にあり、保護者が日本語学習の重要性を認識する必要がある。

通常の教育プログラムとは異なるが、罪を犯した外国人青少年の社会復帰や再犯防止のためのプログラムを用意するということも重要な視点である。

### 【具体的な取組】

外国人の子どもの就学状況の実態把握と不就学児への対応  
教育に関するホームページの充実  
放課後対策事業の有効活用

## 2 労働

出入国管理及び難民認定法（入管法）上の在留資格「日本人の配偶者等<sup>11</sup>」、「定住者」で滞在する日系人労働者は、その身分・地位に基づき在留しており、実際に就業する企業などとの雇用契約を在留の前提としていない。このため、一般の外国人労働者と異なり、将来の生活の見通しや準備が十分に整わないまま入国する結果、厳しい就労環境に置かれることも多い。

また、日系人労働者は、業務請負や派遣といった、比較的短期間の雇用を繰り返す者が多く、日系人労働者と雇用する事業所の双方が社会保険料の負担を嫌うため、社会保険未加入者が多く、それに伴う外国人労働者の健康問題、医療費の未払い、更に加入者の保険料の滞納など、様々な課題が生じている。

そのほか近年は、児童労働の問題も顕在化してきており、経済界と連携して、早急に解決すべきである。

### (1) 外国人労働者の適正雇用

外国人労働者の適正雇用を進めるには、国の労働関係機関の指導強化が不可欠であるが、愛知県としても、雇用事業主と労働者の双方に労働関係法令遵守を徹底していかなければいけない。

現在愛知県では、東海三県・経済界などと連携して、直接雇用主及び間接雇用主に対して、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針（厚生労働省）」の遵守、外国人労働者の日本語の習得など社会的自立を促す仕組みづくりが検

<sup>11</sup> 日本人の配偶者等(出入国管理及び難民認定法 第2条の2)  
日本人の配偶者もしくは民法の規定による特別養子または日本人の子として出生した者

討されている。この取組が、今後のモデルケースとして広く普及していくことを期待したい。

#### 【発言要旨】

児童労働を含めた外国人労働者の雇用・就労状況を把握するため、実態調査を行うとともに、問題改善のために、労働関係法令の遵守が徹底されるよう、行政としても指導していかねばいけない。

外国人労働者の受入企業側にも、外国人労働者の適正雇用は、請負業者や派遣業者の問題なので関係ないという姿勢でのぞむのではなく、行政としても間接雇用主に対して法令・モラルを守らせるよう啓発を行う必要がある。

雇用実態などに関して、国や地方自治体、国際交流協会が得た情報を持ち寄り情報交換できる場があるとよい。

「外国人労働者の社会的な自立と適正雇用を推進する仕組みづくり（憲章の策定・普及）」については、短期間で仕組みをつくり上げるのではなく、何年か時間をかけ、段階を踏んで進めなければいけない。外国人労働者が働く事業所の8～9割に何らかの違反があり、法令遵守を厳しく徹底すると、たちまち自動車は出荷できなくなってしまう。また、憲章に賛同だけして、形骸化することのないようにしなければいけない。

憲章を作成するだけでなく、それを定着させていかねばいけない。スローガンや計画の一部などを書いた名刺大のカードを携行させるなどしている企業の事例も参考に、地道な啓発活動を行う必要がある。

#### 【具体的な取組】

労働関係法令遵守に関する取組の推進

雇用実態などに関する情報交換の仕組みづくり

実効ある「外国人労働者の社会的な自立と適正雇用を推進する仕組みづくり（憲章の策定・普及）」の構築

#### (2) 就業・起業支援

地域社会の活性化に貢献できる貴重な人材である外国人がその能力を発揮し、地域で活躍できるよう、雇用対策関連施策の充実が望まれる。

特に、中学校や高校を卒業した外国人の若年者の就職を促進するため、職業訓練などを通じた雇用促進対策の推進や、起業意欲のある外国人住民に対しては、日本の法律などをはじめ起業の際に必要な情報提供などの支援が望まれる。

### 【発言要旨】

外国人の子どもは、学校を卒業しても、きちんとした就職先がない。その結果、親と同様に、非熟練労働者として業務請負や派遣といった間接雇用の形態での就労となり、将来に希望がもてず、犯罪につながることも憂慮される。若年者を対象にした、職業訓練の場を設ける必要がある。

起業支援にあたっては、起業の際に行わなければならない法的な手続きなど、詳細な情報まで含めて提供する機会が必要である。

起業に際しては、商店街の空き店舗を活用することも可能である。

### 【具体的な取組】

外国人の若年者を対象にした職業訓練などの取組の推進

## 3 居住

外国人は、入居者資格に国籍要件がない県営住宅など公的賃貸住宅に集住する傾向が強い。生活習慣や文化・言語のちがいがから、また、地域住民やコミュニティとの関係が希薄になりがちなことから、生活上必要となる基本的な情報が得づらいため、共同住宅における生活上のマナー・ルールなどに関しトラブルが発生しているケースも見られる。地元市町村を中心に取組がなされているが、愛知県としても、身近な生活上の諸問題に対する情報やルールを周知し理解を促すなど、改善策を示していくことが重要である。

民間賃貸住宅については、外国人であることを理由に入居を拒否される事例もあることから、入居差別を解消するために、所有者や不動産関係事業者への啓発が必要である。

### 【発言要旨】

契約上の賃借人と実際の居住者が異なる賃貸住宅が多いと聞いている。種々の行政サービスを提供し施策を展開していく上では、行政が居住者の把握をきちんとできていないことは問題である。個人情報に配慮した居住実態調査が望まれる。

外国人が公営住宅などで日本人住民とトラブルなく生活していくには、自治会の役割が大きく、その運営能力に左右される。行政が自治会活動をいかにバックアップするかが、重要である。

外国人が公営住宅などに集住するのは、家賃が低廉であるということに加えて、民間賃貸住宅に入居を拒否されるケースが多々あることも理由として考えられる。こうした入居差別を解消するために、所有者や不動産業者への啓発が必要である。

## 【具体的な取組】

民間賃貸住宅所有者や不動産関係事業者に対する啓発の推進

### 4 医療

外国人は、医療保険に未加入の者が多く、重症化するまで診療を受けず、結果として高額な医療費の発生や未払いなどの問題が生じている。外国人登録を行って1年以上日本に滞在することが見込まれ、健康保険など他の公的医療保険の適用にならない場合には、国民健康保険に加入できるが、まだ十分には周知されていない。また、定住化・永住化傾向が進む中で、慢性疾患や小児医療を視野に入れた対応も必要となる。

身体の異常を他人に説明するのは母語/母国語でも難しい。まして、外国語でとなると尚更である。その意味で医療通訳の存在は大きいですが、医療通訳を置く医療機関は限られており、日本語を話せる子どもが学校を休んで親に付き添って行くというケースもある。また、習慣上のちがいから医療機関を訪問することをためらう外国人もいる。こうしたことから、外国語による対応が可能な医療機関の情報提供や医療通訳人材の育成・配置を含めて、言語や習慣などのちがいに配慮した行政サービスが求められている。

## 【発言要旨】

外国人は一時滞在者という認識で救急医療が中心の対応で済ませてきたが、長期滞在・永住者が増加するに伴い、慢性疾患や小児医療への対応も必要となる。また、疾患予防の観点から、保健所での対応も考えていかなければいけない。

医療通訳者が十分に配置されていない状況であるので、改善が必要である。

企業における間接雇用者には、健康診断が行われていない場合が多く見受けられる。今後、企業や経済界の積極的な取組が望まれるが、愛知県としても、健康診断を実施するよう啓発を行うことも必要である。

## 【具体的な取組】

健康保険未加入の解消に向けた雇用事業主及び外国人労働者本人への啓発  
医療通訳人材の育成

### 5 福祉

公的年金の未加入者が多く存在しており、近い将来、老後の生活に困難を来たす外国人の増加も懸念されるため、公的年金への加入徹底が望まれる。外国人住民や外国人労働者の雇用事業主に対して、公的年金に加入するよう啓発活動を一層推進することが求められている。

また、外国人の高齢者や障害者へ対応するため、年金や介護などの分野でも多様な言語や多文化の取組が必要となっている。

**【発言要旨】**

外国人は、公的年金の加入率が低いので、加入率を高める方策が求められている。

現状のままでは、無年金の在住外国人が増えていくことが予測されるため、その改善が必要である。

**【具体的な取組】**

外国人住民及び雇用主に対する公的年金加入のための取組の推進

## 6 防災

外国人は、生活習慣や文化・言語のちがいで、防災知識の不足などから、災害時には特別な援護を要する「災害時要援護者」である。愛知県では、地震防災推進条例に市町村などに対する支援について定めているほか、外国人被災者へ効果的な対応ができるよう愛知県地域防災計画にも支援対策を定めている。

なお、この地域は、東海地震や東南海地震など大規模な地震災害発生の可能性があるため、外国人に対する防災対策の充実は喫緊の課題である。このため、外国人に防災訓練への参加を促すことで防災意識を高める必要がある。

また、災害時に外国人をサポートするボランティア派遣の県域内ネットワークシステムの整備などが急務であり、県と愛知県国際交流協会が連携して取り組むことが望まれる。

**【発言要旨】**

自治体と警察が連携して行う地震、風水害訓練にも参加を促し、防災意識の高揚、不安感の解消を図る必要がある。

災害が発生した場合に、外国人をサポートするボランティアを広域で派遣できるようなネットワークづくりが求められる。このネットワークの調整機能を愛知県国際交流協会に担ってもらうとよい。

災害時には、正確な情報伝達が重要である。そのためには、特に外国人が多く利用するエスニック・メディア<sup>12</sup>を活用することが効果的である。

---

<sup>12</sup> エスニック・メディア

外国人（特定の民族集団や言語集団など）を対象に発信されるメディア（新聞・雑誌・放送・ウェブページなど）



## 【具体的な取組】

防災ボランティアの県内ネットワークシステムづくり

## 7 安全

### (1) 地域安全活動

外国人の中には、日本社会に溶け込み、地域社会の一員として健全な生活を送る者がいる一方で、同国人で形成するコミュニティの中で誤った相互扶助を行い犯罪に荷担する者や、文化、習慣のちがいを、あるいは法律の無知などに起因する行為が、日本では犯罪に該当し処罰されるなどの事案<sup>13</sup>も発生している。

外国人が、文化、習慣などのちがいを乗り越え日本社会の中で共に安全で安心して暮らせるためのルール教示や犯罪の被害者や加害者にならないための啓発活動を、自治体や雇用企業などと連携して行うことが求められる。

また、外国人による犯罪行為から地域の安全を守るため、警察による違法行為の取締りに加え、自治体、関係事業者、地域社会が連携し、犯罪実態に応じた地域安全活動を行うことも求められている。

## 【発言要旨】

外国人向けに、子どもの安全対策、非行防止対策、防犯対策などを記載したリーフレットなどを作成し、啓発活動を実施する必要がある。また、地域における犯罪実態について、住民に情報提供をする必要がある。

ブラジル人学校を始めとする外国人学校でも、飲酒・喫煙防止や薬物乱用防止教室などの非行防止教室を開催し、規範意識を醸成する必要がある。

日系ブラジル人等外国人の集住地区で、防犯パトロール等の地域安全活動を推進するとともに、外国人に対しても活動の参加を呼びかける必要がある。

## 【具体的な取組】

犯罪抑止のための広報啓発

外国人学校での非行防止教室の開催

外国人集住地区における、外国人住民も参加した地域安全活動

### (2) 交通安全教育

愛知県内在住外国人の運転免許保有者数は、2006年12月末現在、70,934人である。一方、2006年中の第一原因が外国人による人身交通事故件数は、1,356

<sup>13</sup> 詐欺(他人の保険証利用)、占有離脱物横領(放置自転車の無断使用)、騒音苦情(深夜に及ぶパーティー)など

件で、人身交通事故発生総数（58,005 件）の 2.3%を占めており、外国人住民の増加に伴い、外国人による人身交通事故件数は増加傾向にある。

事故原因として、交通関係法規のちがいや、日本語能力の不足による道路標識の理解不足等が考えられることから、交通事故の被害者、加害者にならないためにも、自治体と警察が連携し、交通安全教育を強化することが求められる。

#### 【発言要旨】

自治体と警察が連携して外国人学校の生徒を対象とした交通安全教育を実施する必要がある。

教員や雇用主が機会を捉えて外国人学生や外国人社員などの交通安全意識の向上を図る取組ができるよう、自治体と警察が連携して教員や雇用主を対象とした交通安全教育を実施する必要がある。

ポルトガル語などの啓発パンフレットを作成し、広報活動を推進する必要がある。

自動車を保有・運転するなどにあたってのルールが十分周知されていないため、強制保険（自動車損害賠償責任保険）に入っていないかったり、所有者の移転登録を行わずに、他人から譲り受けた車を使用したりしている事例も多い。したがって、車検制度などのルールも含めて交通安全のための広報啓発を行う必要がある。

#### 【具体的な取組】

外国人に対する交通安全教室、講習会の開催

外国人学校、外国人雇用企業等に対する交通安全教室の開催

外国人に対する交通安全のための広報啓発

### 8 留学生支援

2006 年 12 月末現在、5,905 人<sup>14</sup>の留学生が愛知県内の大学などで学んでいる。優秀な留学生やその OB・OG は、日本と母国双方の言語・文化を理解し、愛知県と世界各国との橋渡し役となる貴重な人材であるとともに、県内企業を支える大切な人材である。彼らが、この地域において、活躍できる環境を整備するとともに、県民との交流を進めていく必要がある。

#### 【発言要旨】

日本に就職の機会があるかどうか、留学生の重大な関心事である。

企業側も留学生の活用の意向をもつが、大企業に比べ中小企業の場合には、

<sup>14</sup> 「独立行政法人日本学生支援機構調べ」（2006 年 12 月）

人材確保が難しい状況である。こうした中で、留学生とのネットワークづくりを進めていくことは必要かつ有用である。大学との連携を含めたネットワークづくりが期待される。

#### 【具体的な取組】

留学生の就職支援

大学と連携した留学生とのネットワークづくり

#### 9 専門性の高い相談体制（多文化ソーシャルワーカー<sup>15</sup>の養成）

外国人の定住化・永住化が進むにつれ、彼らが抱える問題は多様化・複雑化している。例えば、ドメスティック・バイオレンスなどの夫婦間の問題、子育てや児童虐待など親子間の問題、不就学や不登校など子どもの教育の問題など、問題は多岐にわたりかつ根が深い。このような幅広い問題に対応できる専門的な支援体制が必要である。

愛知県では本年度から、自治体としては全国に先駆け「多文化ソーシャルワーカー」の養成事業を始めており、今後の活用方策を含め大いに期待したい。

なお、人材養成にあたっては、法律・制度などの情報を常に更新し、ソーシャルワークの事例を共有できる体制づくりや安定した雇用体制の整備にも配慮する必要がある。

#### 【発言要旨】

多文化ソーシャルワーカーの業務は地道な働きかけが必要であるため、活動に際しては、身分保障をしっかりとするなど安定した雇用体制で従事してもらうことが望ましい。

実際の活動にあたっては、初年度に地域の人材とその活用などを調査したうえで、段階的に各種の相談案件に取り組むなど、3年程度の期間をかけて、多文化ソーシャルワーカー業務の標準化に努めるべきで、拙速ではいけない。特に不就学児への取組は直ちに結果を出すことが難しい。

多文化ソーシャルワーカーの活動事業評価は、数量化が難しい。ゆっくりと一人ひとりの問題に対応できる多文化ソーシャルワーカーを養成し、彼らがどのような対応をしたかを評価して欲しい。

---

<sup>15</sup> 多文化ソーシャルワーカー

外国人が自分の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的問題に対して、相談から解決まで一貫した支援をする人材

社会福祉士<sup>16</sup>を目指している者や資格を有している者に多文化の視点からの啓発、研修を行い、「多文化ソーシャルワーカー」として養成することも考えてよい。その際には、社会福祉士の養成を行っている大学と愛知県が連携して取り組むことも可能ではないか。

**【具体的な取組】**

多文化ソーシャルワーカーを活用した支援体制の構築

社会福祉事業に従事する者を対象とした多文化ソーシャルワーカー養成研修の実施

---

<sup>16</sup> 社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法 第2条）  
障害者や高齢者等の福祉に関する相談・助言・指導等、関係機関との連絡等を行う。国家資格

## 第2 コミュニケーション支援

外国人住民が定住化・永住化傾向を示す中で、地域社会で自立して日本人と共生していくためには、日本語でコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得は不可欠である。愛知県としても、日本語学習のために必要な施策を講じる必要がある。

また、日本で生活していくうえで必要な情報や履行すべき義務などの情報は、すべての外国人住民に行き渡ることが必要である。公的機関や公共施設はもとより、地域社会のそれぞれの場で、多言語による情報提供をより一層充実させ、相談体制の整備を更に推進する必要がある。

しかし、これらのコミュニケーション支援は、外国人が自立し社会参加するための支援であり、支援自体が目的化しないことが重要である。そのためには、基本方針を明示する必要がある。

### 1 日本語の学習支援

外国人住民が地域社会の中で、日本人住民と共に円滑に安心して生活していくためには、日本語を習得するとともに、日本の社会や文化などについて理解を深めることが必要である。外国人住民の学習意欲を高め、身近な環境で学ぶことができるよう、日本語学習機会の拡充に努める必要がある。

#### (1) 日本語学習に向けた意識づくり

##### 【発言要旨】

一般的に日本語を使用する環境にない在住外国人は日本語を学習しようとする意欲が低い。雇用企業が日本語能力向上と職場でのキャリアアップとをリンクさせることで、日本語学習への意欲が高まるのではないか。

外国人労働者を受入れる企業は、日本語研修時に、日本の労働慣行や職業観に関する研修も併せて実施することで、日本語学習への関心を高めることが期待できる。

#### (2) 日本語学習機会の提供

##### 【発言要旨】

学校に通う児童生徒とは異なり、成人の外国人の場合には、日本語を学習する場が少ない。職場あるいは地域における日本語学習の機会を充実する必要がある。

日本語学習支援は、同時に中小企業支援でもあり、大企業にとっては取引先の支援でもある。この支援の成否が、5年、10年後の地域間の競争力の格差につながる。愛知県の現在の勢いを保つには、日本語学習支援を拡充する必要がある。

外国人労働者を受入れている企業で、働きながら日本語学習ができる機会があるのが最も望ましい。日本語教師を企業に派遣できれば、モデルケースになる。

日本語学習にはコストがかかる。受益者（学習者及び企業）負担という発想も必要である。

#### 【具体的な取組】

自治体による日本語学習機会の拡充  
企業による外国人労働者の日本語学習の促進

#### (3) 人材の活用

#### 【発言要旨】

現状の日本語教室はボランティアで運営されているものが多く、専門的な日本語教授の知識がある日本語指導者の人材の活用が不十分である。

#### 【具体的な取組】

専門的な知識を有する日本語指導者の活用

## 2 情報の多言語化

外国人が住民として日本で定住・永住して生活していくためには、提供される行政サービスや住民として享受できる権利、税金・社会保険料の納付など履行しなければならない義務の内容、あるいは地域社会で生活していくにあたって必要なルールや慣習などの様々な情報提供が必要である。特に、日本語を十分理解することができない外国人住民に対しては、多様な言語で、多様なメディアを活用して、充実した内容の情報提供を行う必要がある。

また、生活相談のための窓口の充実や専門性の高い相談体制の整備の推進も必要である。

#### 【発言要旨】

通訳サービスだけに頼ってしまうと、日本語学習が進まない現実があるので、通訳サービスの提供と日本語学習支援をセットで考える必要がある。

通訳を必要とする場合、地域で活動するボランティアに頼る傾向が強い。  
ボランティアに頼る体制は早く脱却しなければいけない。

ポルトガル語の通訳人材が少ないので、人材を育成する必要がある。

永住・定住を前提とした生活のスキル、商行為の常識など、踏み込んだ情報提供が求められている。

**【具体的な取組】**

ボランティアだけに過度に依存しない通訳・翻訳体制の整備  
通訳が不足する言語の語学人材の育成

### 第3 多文化共生の地域づくり

多文化共生の地域づくりは、外国人、日本人双方のためであり、これを円滑に進めていくには、地域住民全体の多文化共生に関する理解が不可欠である。そのためには、外国人の人権尊重についての意識啓発はもとより、ニューカマーを始めとする多くの外国人が、地域経済を支えている実情の理解を促す取組も必要である。

そして、外国人が様々な地域活動にも参加できる仕組みをつくり、地域社会の一員としての自覚を醸成していく必要がある。

#### 1 県民等に対する意識啓発

多文化共生の地域づくりにあたっては、すべての住民が互いの文化や考え方などを理解しながら、共に暮らしていくという意識の醸成が重要である。そのためには、外国人住民を対象とした施策だけではなく、日本人住民はもとより、NPO・企業などに対しても多文化共生に関する啓発などを行い、地域社会の意識改革を更に推進する必要がある。

とりわけ、児童生徒が、多文化共生の意義や在住外国人が直面している問題などについて学ぶことは、児童生徒の成長にも有益なことである。総合的な学習の時間を活用するなど、学校教育においても多文化共生に関する学習の機会提供の充実が望まれる。

#### 【発言要旨】

「外国籍県民あいち会議」といった取組や外国人が地域の構成員として活動している姿を、地域社会に向けてアピールすることは、県民の意識改革に有効である。そのためには、日本人と外国人の協働事業を支援することも必要である。

外国人と直接に交流し触れ合うことで、多文化共生の意識が向上するので、そのための仕掛けづくりを工夫する必要がある。

ボランティアにより運営される地域の日本語教室は、日本語を学習する外国人と支援する日本人ボランティアが、日本語の学習を通して、互いの文化や考え方などを理解でき、交流できる場となる。これは、地域の日本語教室の重要な役割であるといえる。このような地域の日本語教室の拡充が求められる。

外国人が増加することに、漠然とした不安感を抱く日本人住民に対しては、単に治安面からの情報提供だけではなく、地域に住まう外国人住民の姿を



伝えていかななくてはいけない。

学校教育の中で、多文化共生について、学習する機会を提供することが必要である。副読本などの教材作成や体系的な授業方法の開発も求められる。

自治体が行う多文化共生事業が、日本人・外国人双方に浸透するよう、啓発が十分なされなければいけない。

市町村の先進事例の紹介や多文化共生に関する種々の情報を集約したポータルサイト<sup>17</sup>を立ち上げる必要がある。

自治体職員に対する一層の意識啓発が必要である。

### 【具体的な取組】

「外国籍県民あいち会議」などの活動 PR  
外国人と日本人が協働した社会参画事業に対する支援  
ボランティアによる地域日本語教室の拡充  
多文化共生の情報を集約したポータルサイトの構築  
自治体職員に対する啓発

## 2 外国人県民の自立と地域社会等への参画

多文化共生の地域づくりにあたっては、外国人住民も地域社会の構成員として、地域社会を支える担い手であるという認識も重要である。その上で、外国人住民が県政や地域の活動に積極的に参画する機会を提供する必要がある。

愛知県では「外国籍県民あいち会議」を開催し、在住外国人から直接、県政に対する意見を聴く機会を設けているが、県の施策により効果的に反映させることができるよう、この会議の機能強化が望まれる。

### (1) 県政への参画

#### 【発言要旨】

外国人から県政に対する意見を広く聴き施策に反映させることができるような機会を、制度的に設ける必要がある。

ただ意見を述べるだけでなく、会議に参加し、外国人自らが身近なところから問題を解決していくことができるような、外国人の代表者会議ができるとよい。

---

<sup>17</sup> ポータルサイト

インターネット利用時に、最初に見られるような利便性の高いウェブサイトの総称

県が現在取り組んでいる「外国籍県民あいち会議」は、参加者の在留資格が様々であり、直面している課題はそれぞれ異なるので、在留資格に応じて対象者を絞って開催してもよいのではないか。

**【具体的な取組】**

「外国籍県民あいち会議」の機能強化

(2) 外国人県民の自立と地域社会への参画

**【発言要旨】**

外国人自身が地域の活動に参画するような働きかけが必要である。また、地域の活動に取り組んでいる外国人の存在を地域社会に向けてアピールする取組も必要である。

外国人自身にも、地域社会の一員であるという認識をもってもらうことが必要である。同時にまた、日本人も外国人を受入れる態度を示さなければいけない。

**【具体的な取組】**

地縁組織（自治会・町内会など）への参加・加入促進への取組

外国人コミュニティ自助組織への支援

## 第4 多文化共生施策の推進体制の整備

多文化共生の推進にあたっては、県、市町村などの地方自治体、国際交流協会、NGO・NPO、企業や地域住民など多様な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、かつ連携・協働を積極的に行いながら、取り組んでいかなければならない。

愛知県としては、その姿勢や役割を明確にするため、多文化共生の推進に関する固有の指針あるいは計画を策定し体系的に施策を展開するとともに、各担当部署との連絡調整を緊密に図りながら、多文化共生推進の体制を整備することが重要である。

### 1 多文化共生の推進に関する計画等の策定

愛知県では、2003年3月に「愛知県国際化推進プラン」を策定し、多文化共生に関する諸施策の具体化に取り組んできた。

外国人も地域社会を構成する住民として、また、地域の発展に貢献する人材として、彼らが更に能力を発揮できる環境を整備し、多文化共生の地域づくりを一層推進する必要性が増している。このような中で、外国人住民を取り巻く環境の変化も踏まえ、今後より一層計画的・体系的に施策を展開していく必要がある。

そのため、本報告書を踏まえ、多文化共生をテーマにした県独自の指針あるいは計画を早急に策定する必要がある。

#### 【発言要旨】

計画の策定に際しては、進行管理のための効果測定が重要であり、評価基準なども含めて具体的な方法論を考える必要がある。

策定作業にあたっては、ブラジル人学校など現場を見て、話を聴くことから始めなければならない。現場の話を聴くことが、同時に訪問先を勇気付けることにもなる。

行政が策定する計画を実効性のあるものにしていくためには、行政だけであることには限りがある。県民に向けて計画内容を浸透させ、随時計画内容を見直すことが重要である。特に、多文化共生の分野は、現場の意識に大きく左右されるものであり、現場に行き計画内容とその意義を十分にPRする必要がある。

### 【具体的な取組】

多文化共生施策をテーマにした指針・計画の策定  
多文化共生に関する白書の作成

## 2 多文化共生拠点の設置

外国人も日本人と共に、安心して暮らせる地域社会づくりを推進し、活力と魅力にあふれる多文化共生社会の形成を図るには、外国人を取り巻く様々な問題・課題に的確に対処し、多文化共生の推進拠点となる組織・施設の設置が必要である。

県の厳しい財政状況を勘案すれば、既存施設の有効活用も選択肢に含まれる。

### 【発言要旨】

多文化共生を一層推進するため、その拠点となる組織（＝愛知県多文化共生センター）を、既存施設を有効活用して設置することが望まれる。

## 3 多文化共生推進主体の役割分担

多文化共生の推進に効果的に取り組むためには、各推進主体の役割分担について、明確化する必要がある。

### (1) 地方自治体（愛知県・市町村）

県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、市町村の境界を越えた広域的な課題への対応、市町村レベルでは対応が困難な分野の補完を行う。特に、県の姿勢や役割を明確にするために、多文化共生の推進に関する指針・計画を早急に策定し、専門的な人材の育成やモデル事業の実施、様々な主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりなどの推進が求められる。

市町村は、住民に最も身近な行政機関である。地域の実情を踏まえ、外国人住民を直接支援する主体としての取組が求められる。

### 【発言要旨】

愛知県は、市町村の境界を越えた広域的な課題への対応を行う。

愛知県は、多文化共生推進の指針・計画を策定する。

愛知県は、多文化共生推進の総合調整や、ノウハウ・情報の提供、専門的な人材の育成、モデル事業の実施、様々な主体が連携して支援を行うことのできる新たな仕組みづくりなどを行う。

愛知県は、国への積極的な働きかけを行う。

市町村は、地域の実情を勘案し、外国人住民を直接支援し、多文化共生の地域づくりを推進する。

## (2) 国際交流協会

国際交流協会は、県や市町村と連携して、多言語情報の収集・提供、在住外国人に対する相談事業、NGO・NPOの活動支援、多文化共生教育講座の実施や在住外国人との交流事業などの取組を行う。そのほか、多文化共生推進主体間のネットワークの構築も求められる。

県国際交流協会は、地域の国際交流協会の中核的な役割を果たし、総合的なコーディネーターとしての役割を果たすことも期待される。

### 【発言要旨】

国際交流協会は、地方自治体とNGO・NPOなどとの橋渡しを行う。

愛知県国際交流協会は、地域国際交流協会のシンクタンク機能を果たす。

## (3) NPO等

NGO・NPOなどは地域のニーズを的確に把握し、各団体の特色を生かしながら、地域社会に密着した活動を展開することが期待される。

また、外国人も地域社会の一員であり、地域社会を支える担い手であるという自覚を醸成していくため、外国人の地域の活動への積極的な参画を促すことも必要である。

### 【発言要旨】

地域社会に密着して活動し、地域のニーズに応える。

活動に外国人の参加を促す。

## (4) 企業

外国人労働者を雇用している、または受入れている企業は、地域の構成員としての社会的責任に加え、外国人労働者によって利益を得ている企業としての社会的責任が存在する。地元経済団体、地方自治体、市民団体などと連携しながら、多文化共生の地域づくりへの協力が求められる。

### 【発言要旨】

外国人を雇用して利益を得ている企業は、地域社会の一員として、地方自治体、市民団体などと連携しながら、多文化共生の地域づくりに協力する責任が存在する。

#### 4 多文化共生推進主体の連携・協働

多文化共生に関する諸施策は非常に幅広い分野にわたるため、本年度新設された多文化共生推進室が中心となって、横断的な連絡調整を行い、各部局の連携がより図られる体制のもと、施策を推進する必要がある。

また、自治体が連携して広域的な施策展開をして課題解決に取り組むことも効果的である。愛知県は、外国人が多数居住する5県1市で「多文化共生推進協議会<sup>18</sup>」を設置して活動しており、引き続き共通の課題などについて議論を深め、多文化共生社会づくりの推進についての要望を国に対して行うなど、積極的な働きかけも必要である。

一方、多文化共生への取組はNGO・NPOやボランティア団体などの活発な活動に支えられてきた現状を踏まえ、こうした団体による取組の成功事例を県の施策立案にいかすことも効果的である。

多文化共生社会を形成するには、様々な多文化共生の担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、かつ連携しながら取り組んでいかなければならない。

##### 【発言要旨】

NPOや企業などとの連携については、パートナーとして企画の段階からNPOや企業を巻き込んで、一緒に仕事をしていくという姿勢が重要である。

NPO活動の立ち上げ支援については、立ち上げ時のマネジメントスキルや、場所の提供といった支援が必要である。愛知県のNPOの所管部署と連携しながら進めることが重要である。

大学との連携という点では、研究者を積極的に活用することも一考である。

##### 【具体的な取組】

東海三県などで展開する「外国人労働者の社会的な自立と適正雇用を推進する仕組みづくり（憲章の策定・普及）」の構築

市町村などとの連絡会議の定期的な開催

多文化ソーシャルワーカー養成、実態調査などにおける大学との連携

---

<sup>18</sup> 多文化共生推進協議会

愛知県、群馬県、岐阜県、静岡県、三重県、名古屋市で構成。事務局は愛知県が務める。

## 參考資料 1

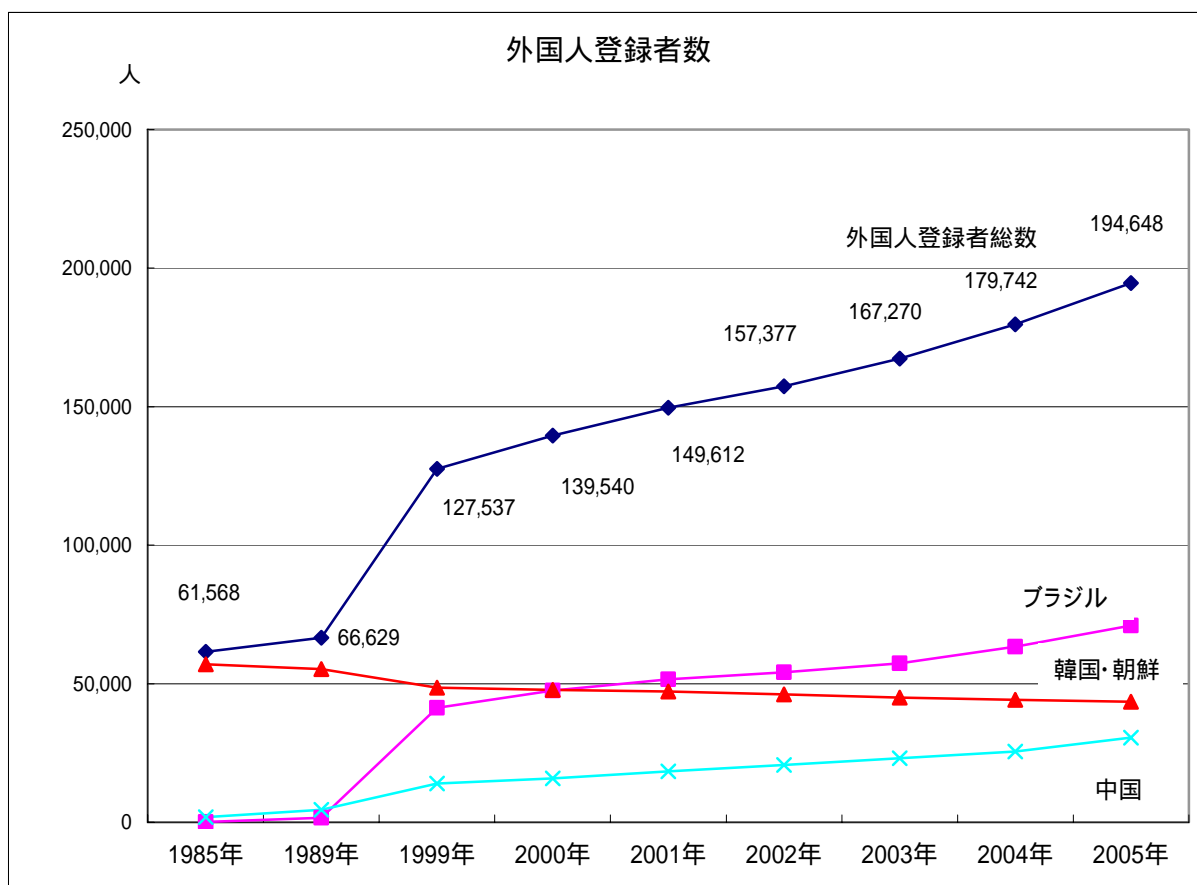




## 愛知県の状況

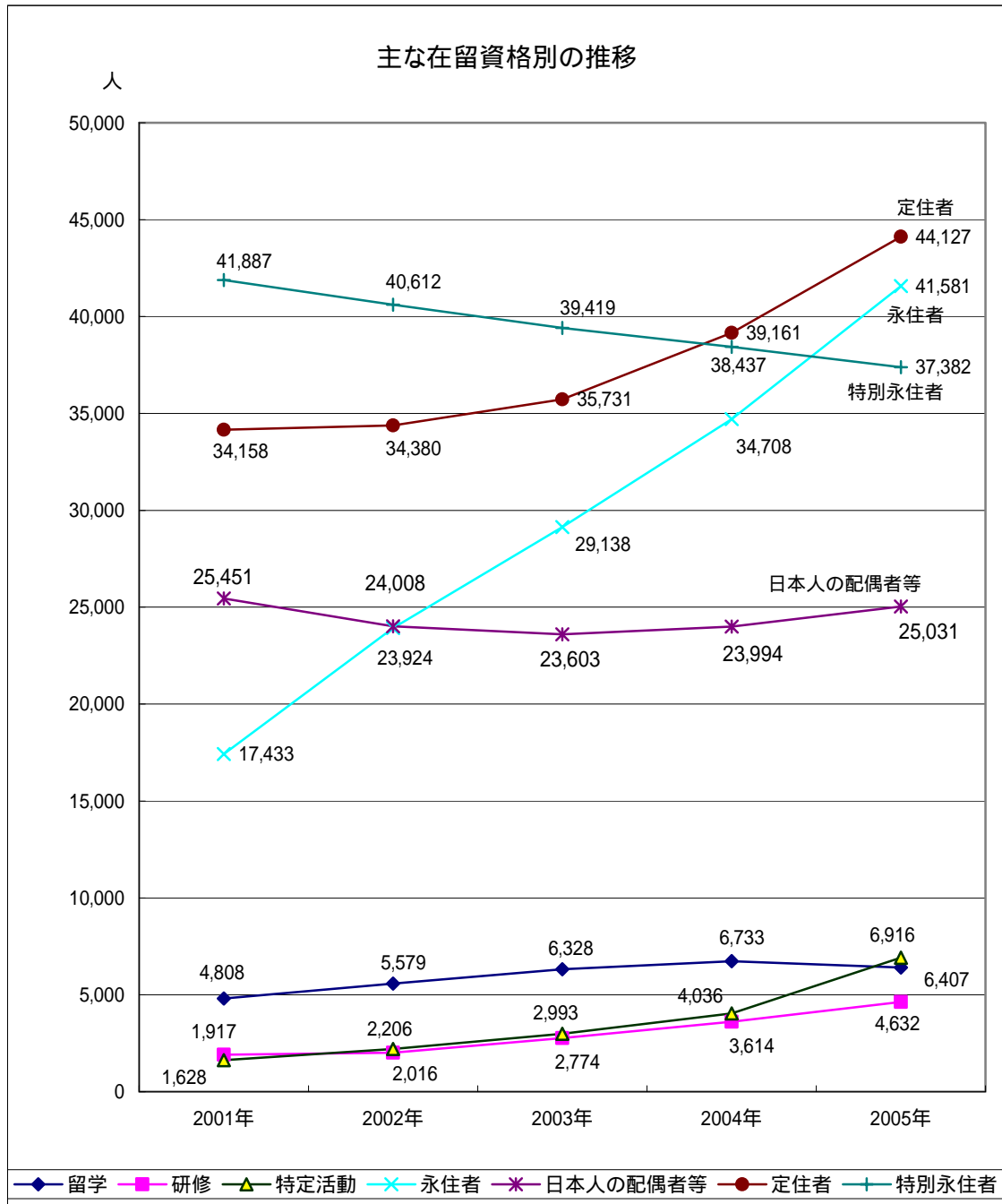
### 1. 外国人登録者数の推移

年	1985 昭和 60	1989 平成元	1999 平成 11	2000 平成 12	2001 平成 13	2002 平成 14	2003 平成 15	2004 平成 16	2005 平成 17
外国人登録者総数	61,568	66,629	127,537	139,540	149,612	157,377	167,270	179,742	194,648
総人口に占める割合	1.0%	1.0%	1.8%	2.0%	2.1%	2.2%	2.3%	2.5%	2.7%
ブラジル	64	1,626	41,241	47,561	51,546	54,081	57,336	63,335	71,004
韓国・朝鮮	57,056	55,315	48,570	47,788	47,206	46,134	45,006	44,135	43,434
中国	1,796	4,477	13,940	15,831	18,405	20,736	23,143	25,567	30,532
フィリピン	524	1,638	8,366	10,764	12,579	14,295	17,197	19,863	19,771
ペルー	8	89	4,488	5,017	5,604	5,957	6,384	6,987	7,532
米国	851	1,211	1,676	1,707	1,761	1,898	1,931	1,993	2,071
その他	1,269	2,273	9,256	10,872	12,511	14,276	16,273	17,862	20,304



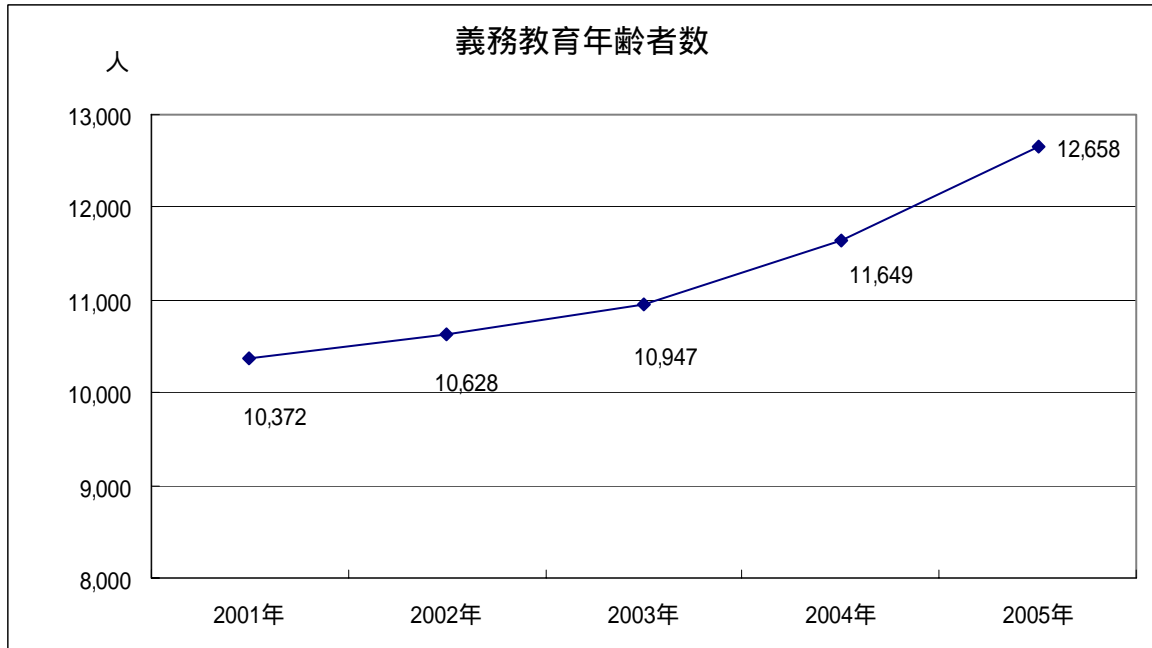
出典: 「在留外国人統計(法務省)。(各年 12 月末現在)

## 2. 在留資格別の推移

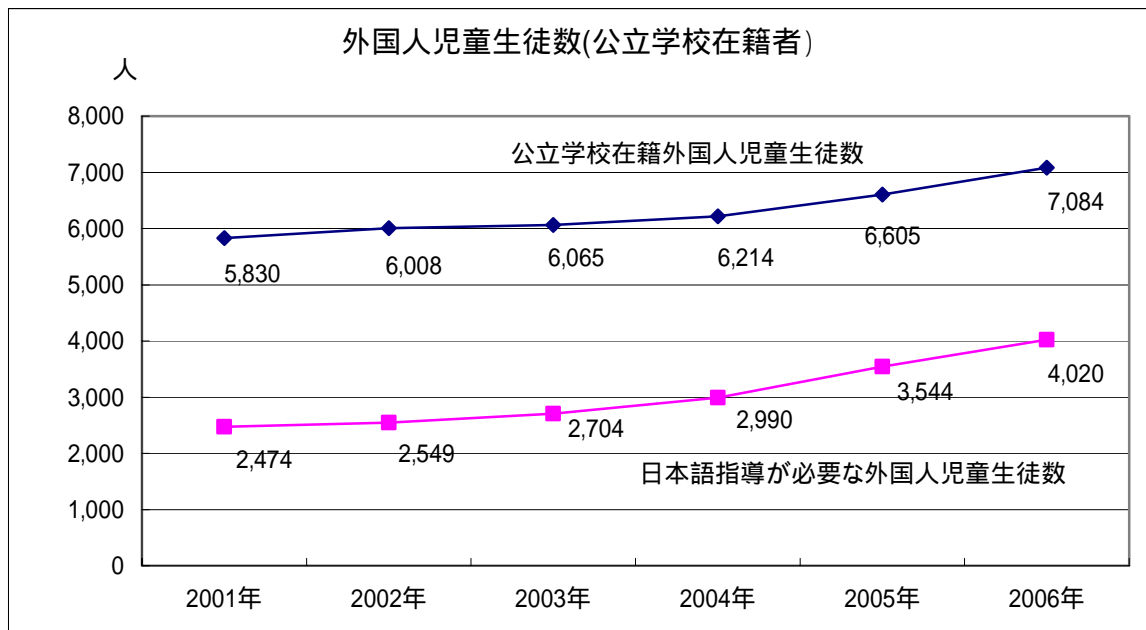


出典:「在留外国人統計(法務省)」(各年12月末現在)

### 3. 外国人児童生徒の状況



出典:「在留外国人統計(法務省)」を基に算出した推計値



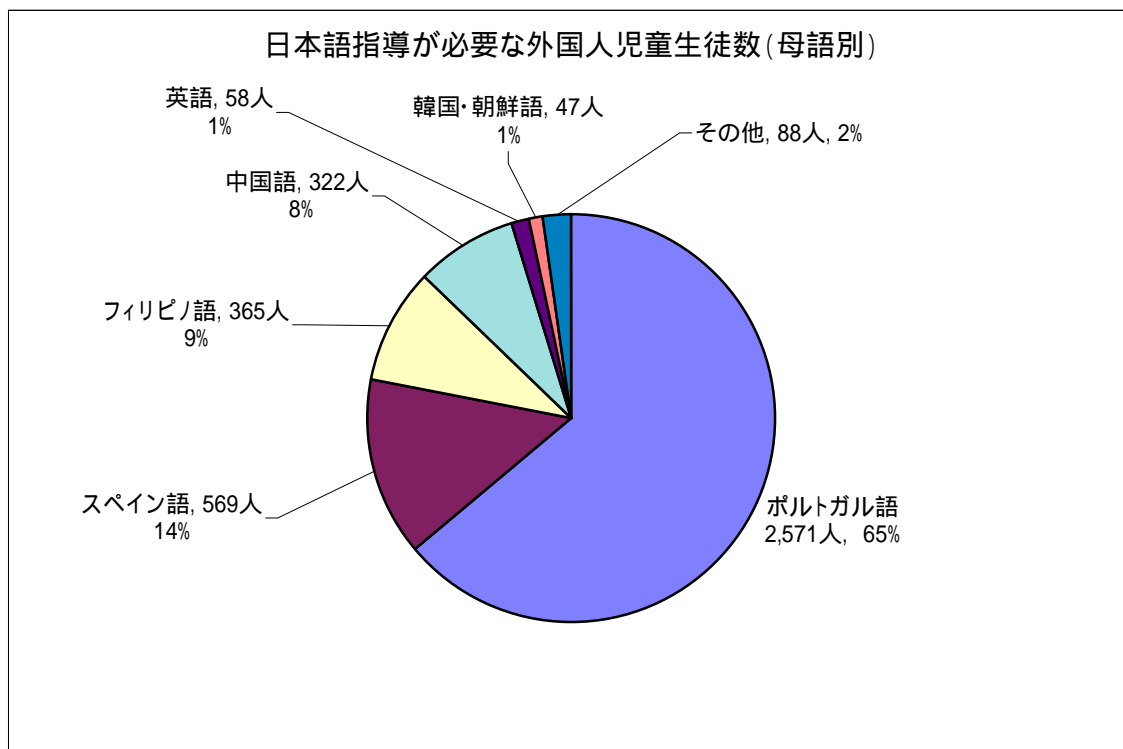
出典:

外国人児童生徒在籍数:「学校基本調査(文部科学省)」(各年5月現在)

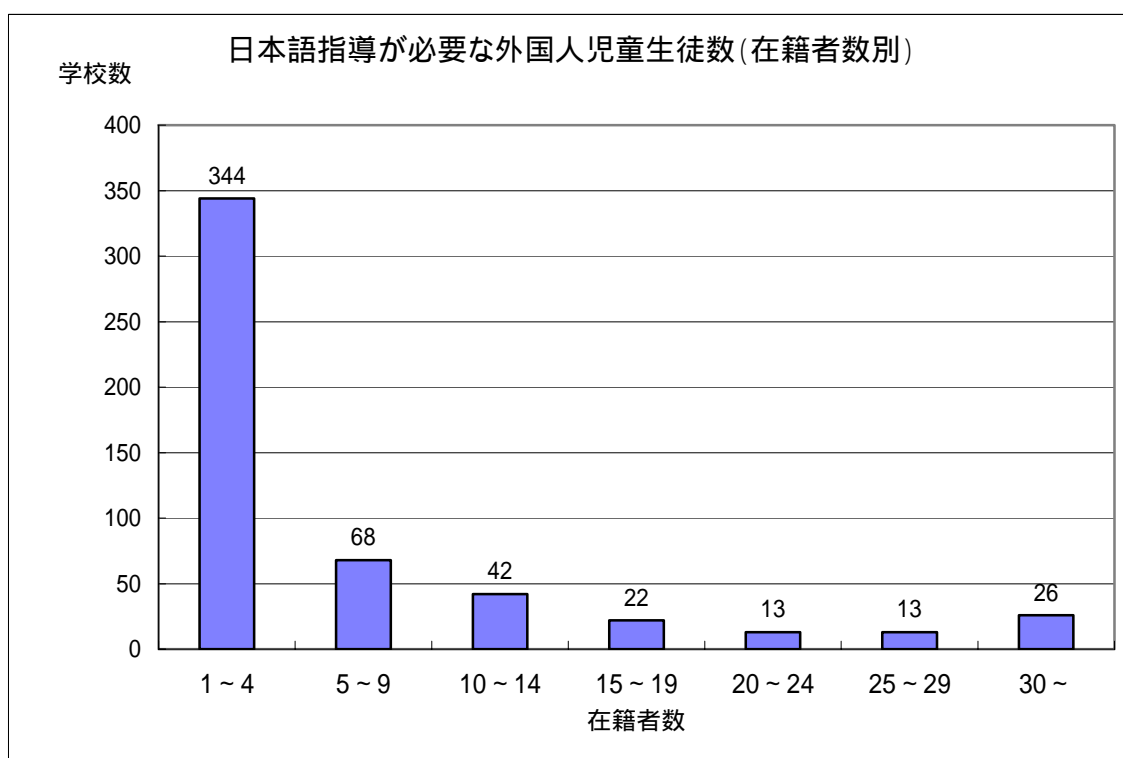
日本語指導が必要な児童生徒数:

「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査(文部科学省)」

(各年9月現在)



出典:「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査  
(文部科学省)」(2006年9月現在)



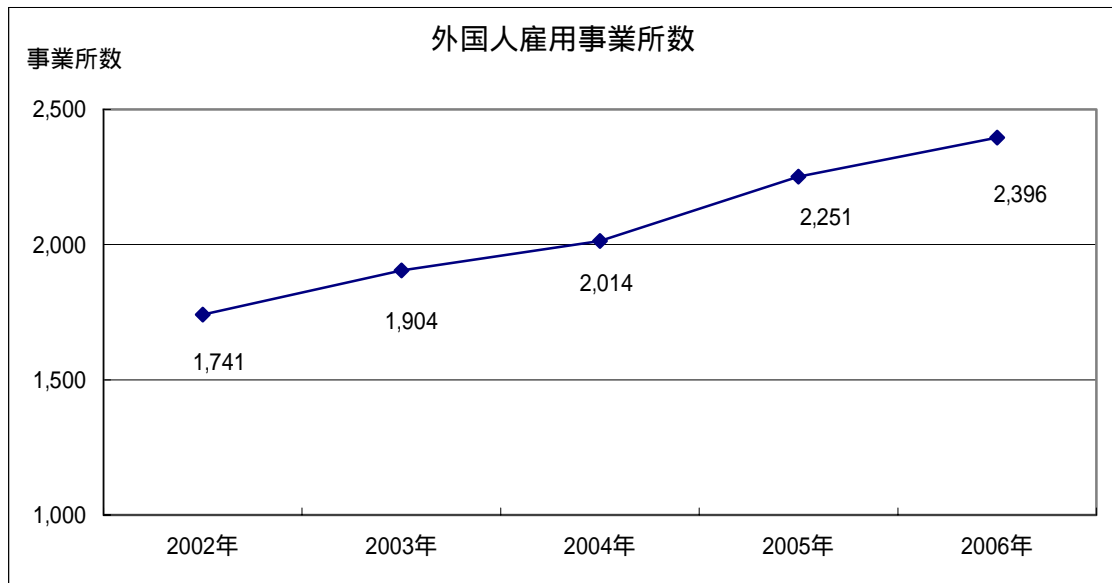
出典:「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査  
(文部科学省)」(2006年9月現在)

#### 4 . 外国人学校の状況

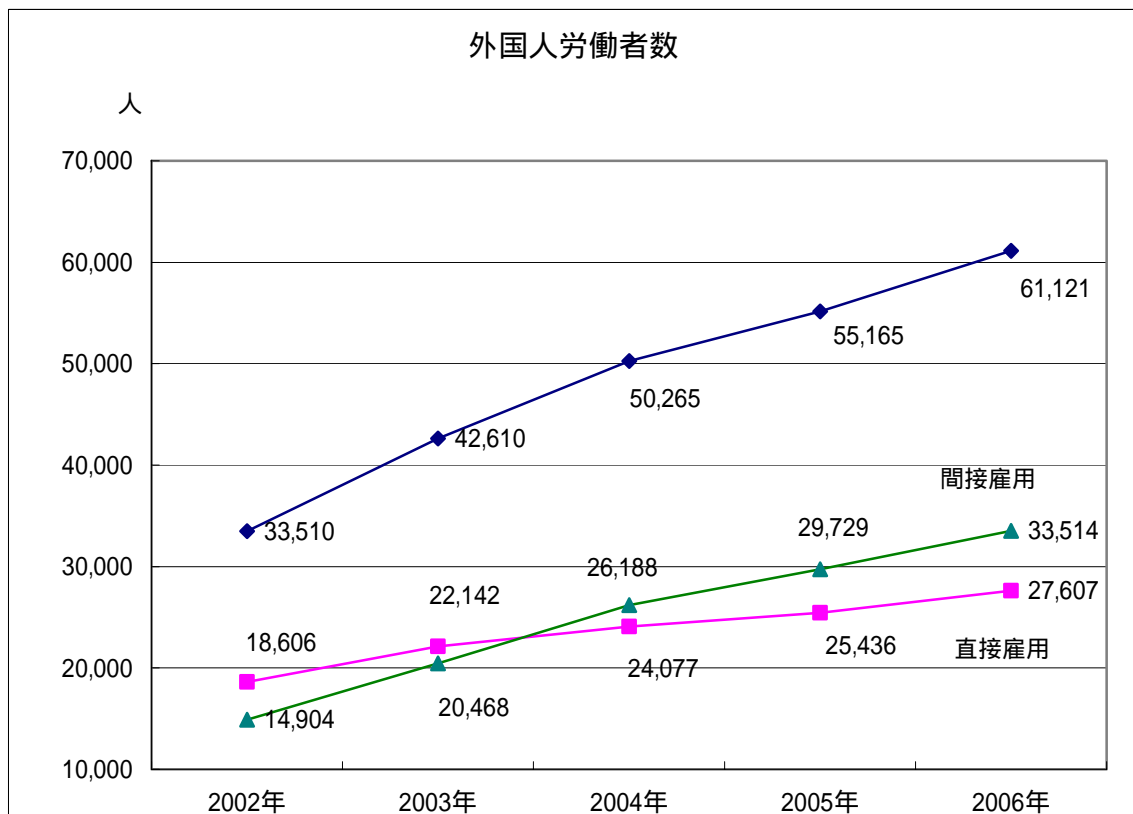
学 校 名	所在地
ブラジル人学校(18校)	
コレジオ・アウレオ	名古屋市
コレジオ・ブラジル・ジャパン・プロフェッソール・シノダ	名古屋市
エスコラ・アレグリア・デ・サベル 豊橋校	豊橋市
エスコラ・カンティーニョ・ブラジレイロ <2007年1月 各種学校認可>	豊橋市
エスコラ・ジェアド	豊橋市
エスコラ・サンパウロ (岡崎)	岡崎市
エスコラ・アレグリア・デ・サベル 碧南校	碧南市
エスコラ・セメンチニャ・デ・ジェズス〔イエスの小さな種〕	碧南市
コレジオ・ピタゴラス・ブラジル 愛知校	刈谷市
エスコラ・アレグリア・デ・サベル 豊田校	豊田市
エスコラ・ネクタル - ヌクレオ・エドゥカショナル・クリストン・デ・トヨタ・エ・レジオン	豊田市
エスコラ/エスクエラ・コムニタリア・パウロ・フレイレ(パウロ・フレイレ地域学校)	豊田市
エスコラ・ピンタンド・オ・セテ	豊田市
エスコラ・サンパウロ (安城)	安城市
コレジオ・ドム ボスコ	小牧市
コレジオ・クリスタオ・サール・イルース	小牧市
エスコラ・バンディランテス	岩倉市
明泉愛郷スクール	南設楽郡
その他の外国人学校(6校)(休校中の学校は除く)	
名古屋朝鮮初級学校	名古屋市
名古屋国際学校	名古屋市
豊橋朝鮮初級学校	豊橋市
愛知朝鮮第七初級学校	瀬戸市
東春朝鮮初中級学校	春日井市
愛知朝鮮中高級学校	豊明市

出典: 愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室調べ (2007年2月現在)

## 5. 外国人労働者の状況

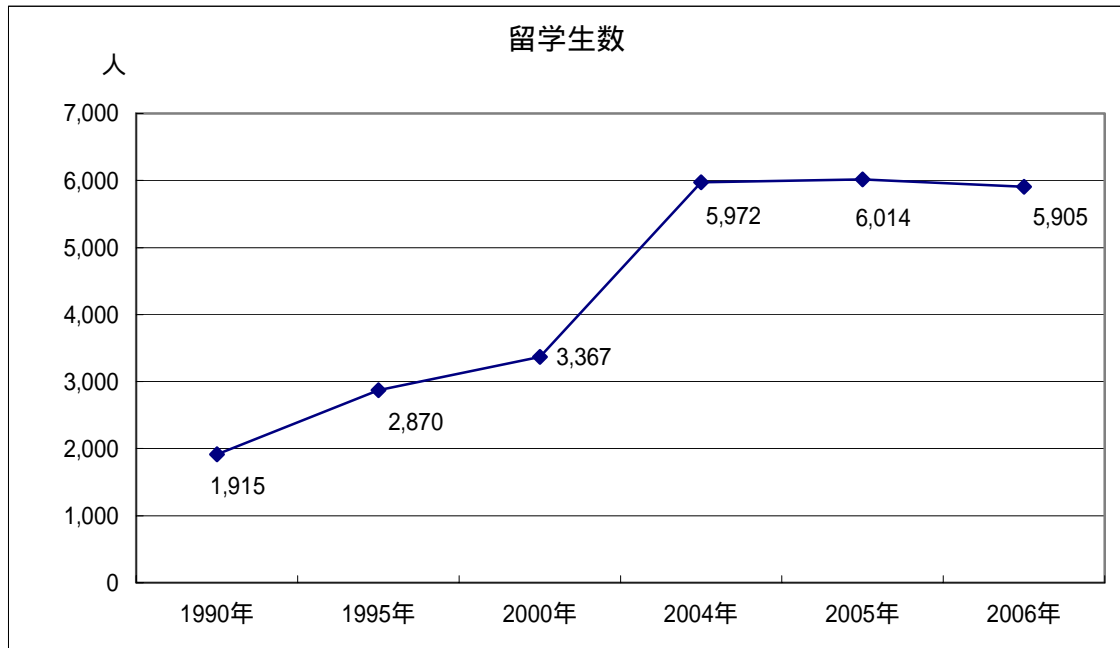


出典:「外国人雇用状況報告書(愛知労働局)」(各年6月現在)

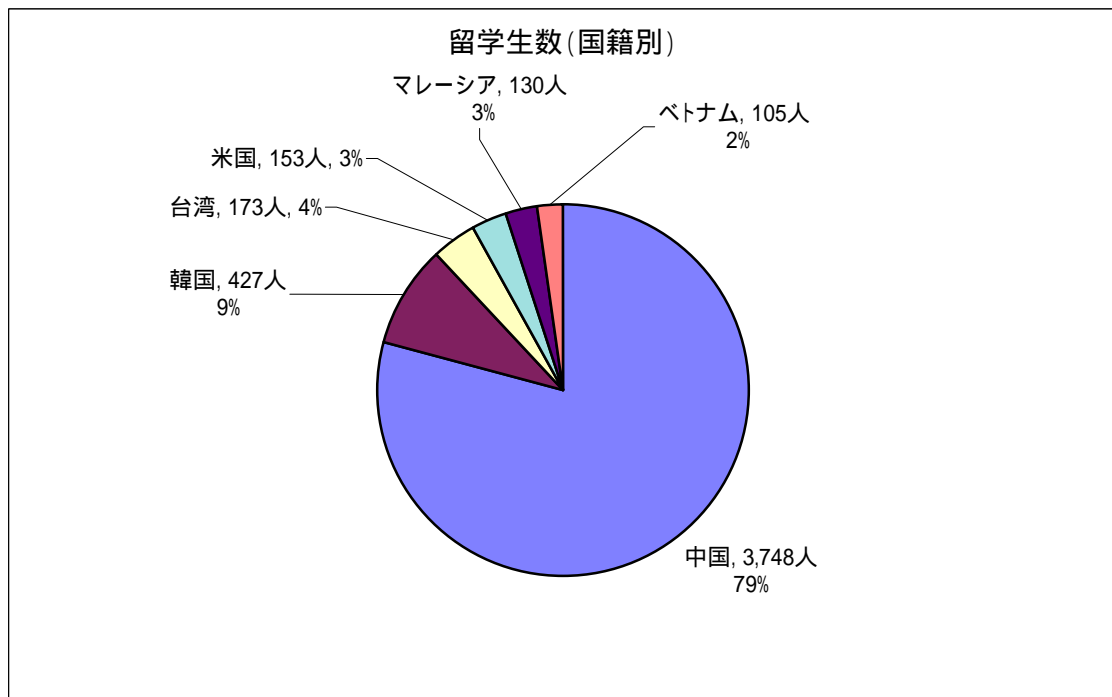


出典:「外国人雇用状況報告書(愛知労働局)」(各年6月現在)

## 6 . 留学生の状況



出典: 文部科学省調べ (平成 16 年度から独立行政法人日本学生支援機構調べ)  
(各年 12 月現在)



出典: 愛知県留学生交流推進協議会調べ (2006 年 5 月現在)





## 參考資料 2



# 愛知県の主な取組

< 金額は、2006 年度予算額、破線は(財)愛知県国際交流協会の取組 >

## 1 生活支援

### (1) 教育

- 日本語教育適応学級担当教員(加配教員)の配置(169 名)
- 語学相談員派遣事業(5 名 22,561 千円)
- きめ細かな教育ができる指導体制の充実のための指導マニュアルの作成
- 外国人児童生徒教育に携わる教員の研修(外国人児童生徒教育講座)(141 千円)
- 外国人児童生徒教育に関わる課題や施策についての情報交換(85 千円)
- 多文化共生教育推進事業(外国人生徒教育支援員設置)(8,272 千円)
- 外国人生徒に係る入学者選抜(3 校:小牧高校、衣台高校、豊橋西高校)
- 中国帰国生徒に係る入学者選抜(2 校:名古屋南高校、豊田北高校)
- 外国人学校の各種学校設置認可審査基準の緩和
- 公立学校早期適応プログラム事業(プレスクール)(小牧市・知立市で実施)(5,535 千円)
- アフタースクール事業(3,675 千円) (参照 39 頁)

### (2) 労働

- 外国人労働者の社会的な自立と適正雇用を推進する仕組みづくり(憲章の策定・普及)
- 地域労働力確保対策(外国人労働者用パンフレット作成)(324 千円)

### (3) 居住

- 外国人共生支援住宅団地モデル事業報告会
- ポルトガル語通訳付の県営住宅入居説明会、入居相談(5,942 千円)
- 県営住宅募集案内等の外国語版の作成

### (4) 医療・福祉

- 外国人救急患者医療費未払金に対する補助事業(2,282 千円)
- 外国語対応可能な医療機関についての情報提供
- 救急救命率向上推進事業(10,424 千円)
- 国民健康保険制度の多言語リーフレット作成(300 千円)
- ドメスティック・バイオレンス相談対応通訳業務(500 千円)

(5) 留学生支援

- あいちの里親づくり事業(293 千円)
- 留学生地域定着促進事業(4,548 千円)  
(留学生就職サポート事業、愛知ブランド企業トップセミナー開催事業)

(6) 専門性の高い相談体制

- 多文化ソーシャルワーカー養成事業(4,833 千円)

## 2 コミュニケーション支援

(1) 日本語・日本社会の学習支援

- 子ども多文化共生拠点の整備(979 千円)
- 外国人支援ボランティア育成事業(536 千円)
- 日本語教室等支援事業(1,236 千円)  
(日本語ボランティアゼミナール、日本語教室実践講座)
- プラザにほん語教室(80 千円)
- 「学びネットあいち」による生涯学習情報の提供(5,767 千円)
- ボランティア登録事業(2,071 千円)

(2) 情報の多言語化

- 県民情報システム利便性向上推進事業(県 HP 外国語ページ作成促進)(9,400 千円)
- 生活情報冊子「愛知生活便利帳」の作成等外国語版の出版物作成、提供(896 千円)
- 外国人相談事業(法律相談事業含む)(15,914 千円)
- FM 放送による外国人向け情報提供事業(443 千円)
- 国際交流情報システム(I-NET)事業(13,790 千円)

## 3 多文化共生の地域づくり

(1) 県民等に対する意識啓発

- 人権啓発資料の作成(2,000 千円)
- 外国籍県民交流推進事業(1,937 千円) (参照 39 頁)
- ワールド・コラボ・フェスタ(2,446 千円)
- 国際理解推進事業(348 千円)

(2) 外国人県民の自立と地域社会への参画

- 外国籍県民あいち会議(524 千円)

## 4 多文化共生施策の推進体制の整備

### (1) 多文化共生推進主体の連携・協働

- 多文化共生ネットワーク会議(268 千円)
- 外国人労働者の社会的な自立と適正雇用を推進する仕組みづくり(憲章の策定・普及)(再掲)
- 近隣県等との広域連携  
(多文化共生推進協議会への参画、多文化共生社会づくり推進共同宣言)

## 5 その他参考(2006年度 NPO との連携・協働の事例)

外国人住民の生活環境や教育環境の整備を図るため、外国人住民の日本文化交流や外国人児童生徒への学習支援などの事業に関する企画案を募集し、選定委員会で審査を行い、委託事業として選定し、実施したものである。

### (1) アフタースクール事業 (委託料 1,000 千円/団体)

グループ「いしはま」(活動地域:東浦町)

日本語指導、小学生への教科補充、中学生への定期テスト対策指導、学校生活における困りごとの相談、卒業後の進路相談などを行う。また、食生活の見直し、親子のふれあい、薬物や性指導による健康安全面の支援を行う。

とよはし日本語教室実施委員会 (活動地域:豊橋市)

豊橋市内の公立小中学校に在籍する外国人児童生徒のうち日本語の指導が必要な児童生徒に対して公民館や学校の教室などで「サタデイスクール」などを開設し、学校の授業時間外での学習を支援する。

特定非営利活動法人 0563.net NPO (活動地域:西尾市)

教育・生活支援を目的として公立学校に通う外国人児童生徒を中心に、地域に居住する外国人児童生徒とその父兄に対する親子日本語教室を西尾市内の県営住宅集会所や公民館を活用し実施する。

### (2) 外国籍県民交流推進事業 (委託料 500 千円/団体)

特定非営利活動法人 揚輝荘の会 (活動地域:名古屋市)

文化・芸術・芸能に関するイベントなどを「揚輝荘」(名古屋市)で実施し多文化共生コミュニティとして構築して、外国人住民と日本人住民の人的ネットワークの形成を図る。

外国人との共生を考える会（活動地域：西尾市）

<多文化こども探検隊>外国人児童やその保護者が日本文化や自然、地域の産業に触れる機会を提供することで、日本文化や地域産業への理解を深め、地域社会への積極的な参加を促し、また、活躍できる場を提供する。

豊橋朝鮮初級学校（活動地域：豊橋市）

日本人学校やブラジル人学校と学芸会や運動会を通じた異文化交流や豊橋市及び地域社会と密着した活動を行い、様々な国の人との共生をめざしている。

## 愛知県内市町等の主な取組

< 金額は、2006 年度予算額 >

### 1 生活支援

#### (1) 教育

##### ◆ 語学相談員（呼称は市町により異なる）

（28 市町：名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市、稲沢市、瀬戸市、春日井市、小牧市、豊明市、日進市、清須市、犬山市、七宝町、東浦町、半田市、大府市、知多市、碧南市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、豊川市、刈谷市、岩倉市、蒲郡市、田原市）

131 名（ポルトガル語 74 名、スペイン語 25 名、中国語 12 名、フィリピン語 11 名ほか）  
日本語指導、母語/母国語指導、生活適応指導、保護者との連絡調整などを行う。

##### ◆ 初期指導等を行う教室

日本の学校で就学経験がなく、日本語が理解できない就学年齢相当の外国人児童を対象に、日本語指導、生活適応指導、日本での生活習慣、教科補習などを集中的に行い、日本の学校に円滑に編入できるよう援助する。

##### ・ プレクラス（豊橋市教育委員会学校教育課 9,540 千円）

市内 3 校で実施。本人の希望により、月～金曜日まで毎日指導を行う。期間は 1 ヶ月（児童の適応状況に応じ延長あり）。

##### ・ ことばの教室（豊田市教育委員会学校教育課 12,500 千円）

市内 1 校で実施。月～金曜日まで毎日指導を行う。入室の条件として、保護者の送迎が必要である。期間は 6 ヶ月程度（児童の適応状況に応じ延長あり）。

##### ・ 外国人児童生徒通級指導（豊川市教育委員会学校教育課 1,275 千円）

小学校 3 年から 6 年までの外国人児童をセンター校に集めて、週 2 回（火・金の午後）実施。センター校まではタクシーを借り上げ送迎。

## ◆ 進路相談会

日本の高校入試制度や進学・進路に関する情報を多言語で説明する。

- ・外国人児童生徒の進路相談会（豊橋市教育委員会学校教育課 予算措置なし）

開催回数：年 1 回

場所：豊橋市役所

内容：学習成績や入試費用などの概要説明。個別相談対応。

- ・外国人児童生徒保護者教育説明会  
（豊田市教育委員会学校教育課 予算措置なし）

開催回数：年 1 回

場所：とよた市民活動センター

内容：外国人生徒選抜実施校校長、ハローワーク担当者による講演、  
個別相談対応（ポルトガル語・スペイン語・中国語・タガログ語通訳付）

- ・進路説明会  
（小牧市教育委員会学校教育課委託：外国人児童生徒連絡協議会 進路説明会  
のみの予算措置は特になし。連絡協議会が委託費の中から経費を支出）

開催回数：年 1 回

場所：小牧市公民館

内容：小牧市内中学校出身の高校生・専修学校生の体験談とインタビュー、  
高等学校、専修学校の職員から入試・学校生活の説明、スペイン語・ポルトガ  
ル語・英語・中国語に分かれての分科会

- ◆ 教育相談室「こんにちはなごや」（名古屋市教育委員会指導室 13,650 千円）

ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語の 5 言語で、翻訳、教育  
相談や通訳派遣依頼に応じている。毎週、月、水、金の午後、開設。

- ◆ 九番団地子どもサッカー教室（名古屋市委託：名古屋国際センター 500 千円）

外国人児童の居場所づくりと日本人児童との交流を目的に、ブラジル人が集住している  
名古屋市港区九番団地地域で、ボランティア団体と協働でサッカー教室を実施する。

- ◆ 外国人青少年学習支援事業（豊田市自治振興課委託：NPO 法人 5,400 千円）

学齢期の外国人児童生徒が継続して学校に通い、主体的な姿勢で学習に取り組めるよう  
に、宿題や基礎学力の積上げ、日本語学習などの学習支援を行う。また、中学就学年齢以  
上で、目的意識の持てない外国人青少年を対象に、自分を見つめ、自分が就きたい職業  
について考える機会を提供する。



◆ 不就学外国人児童生徒支援事業（文部科学省委嘱調査 3,125 千円）

2005 年度岡崎市（期間は2ヵ年）、2006 年度豊田市（期間は1ヵ年）が委嘱を受け事業を実施。不就学の問題に対応するため、就学実態の把握及び不就学の要因分析、就学を支援するための実践研究などを行う。

◆ 不就学児童生徒サポート事業

（豊田市自治振興課委託：NPO 法人 1,157 千円）

学齢期の不就学外国人児童生徒に対して、日本語指導や健全育成を図るための学習支援などを実施し、外国人児童生徒の居場所を提供する。

◆ 外国籍児童・生徒サポーター養成研修会

（名古屋市委託：名古屋国際センター 360 千円）

外国人児童に関わる教育関係者・ボランティアなどを対象に、現場で実践的に役立つテーマについて研修会を実施する。

◆ 外国人児童生徒教育連絡協議会（小牧市教育委員会学校教育課 200 千円）

市内小中学校外国人児童生徒教育担当者・指導主事など、32 名で構成。学習部と生活・相談部を設置。

学習部では、指導法の研究や進路説明会の開催、語学相談員・日本語指導員との連携、翻訳文書の整備などを行う。生活・相談部では、保護者を含めた生活上の諸問題の調査と対応、交流会の開催、会報の発行などを行う。

(2) 居住

◆ 環境センター見学（一宮市環境部 予算措置なし）

在住・在勤外国人からの申し込みに対し、施設の見学、ごみの分別方法などの説明を行い、ごみ出しルールの理解を図る。主に、外国人を雇用する人材派遣会社を通じて申し込む。

開催回数：年 3～4 回

(3) 防災

◆ 災害語学ボランティア制度（名古屋市委託：名古屋国際センター 200 千円）

大規模な災害時に、外国人被災者を支援するための通訳、翻訳、情報伝達を行う。また、ボランティアを対象にした研修会を実施する。

◆ 外国人防災事業（豊田市自治振興課委託：豊田市国際交流協会 1,576 千円）

大規模な災害時に、外国人被災者に対する相談業務や情報提供の支援について、言

葉の面からサポートできる人材の確保と登録制度の整備を行う。2006 年度は、「豊田市外国人災害サポートボランティア養成講座」(年 5 回)を実施。

◆ 外国人向け地震防災講座 (豊橋市防災対策課 32 千円)

在住外国人を対象に地震防災講習会(地震体験車試乗、煙体験ハウスなど)・防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る。

開催回数:年 4 回

開催場所:ブラジル人学校、豊橋ブラジル協会、県営住宅など

◆ 豊田市外国人防災ネットワーク会議 (豊田市自治振興課 448 千円)

外国人と関わりの深い関係団体同士が「顔の見える関係」を築くと同時に、大地震などの大規模な災害が発生した際に、安否確認などの外国人被災者に関する情報を迅速かつ的確に伝達しあえる支援体制の構築を目指し、開催する。

構成:外国人雇用企業、大学、宿泊施設(ホテル)、ブラジル人学校、NPO 法人、市教育委員会など

開催回数:年 2 回

(4) 医療

◆ 外国人医療受診サポートボランティア研修会  
(名古屋市委託:名古屋国際センター 360 千円)

外国人を医療現場においてサポートする語学ボランティアの育成を目的に、医療制度の基礎や実践的な通訳技術などについて学ぶ研修会を実施する。

◆ 医療機関マップ  
(春日井市委託:春日井市健康づくり推進協議会 1,450 千円)

在住外国人を対象として、市内の医療機関を紹介する外国語版パンフレットを作成、主に転入時に無料で配付する。また、希望者にも無料で配付する。

発行言語:英語、タガログ語併記

発行部数:10,000 部

◆ 外国人のための無料健康相談 (岩倉市国際交流協会 20 千円)

在住外国人のための無料健康相談会を、特定非営利活動法人外国人医療センターの協力を得て開催する。

開催回数:年 1 回

場所:岩倉団地集会所

内容:身体測定・検尿・血圧測定・問診・歯科相談・医師による相談、胸部レントゲン撮影

## (5) 保健

### ◆ ブラジル人学校の健康診断（豊橋市健康課 172 千円）

市内にあるブラジル人学校の児童生徒を対象に、実施する。

開催回数：年 1 回

内容：内科健診（胸部）

### ◆ 生活習慣病健診（豊橋市健康課 632 千円）

在住ブラジル人（健診を受ける機会のない 30、35、40 歳以上）を対象に、通訳付で実施する。

開催回数：年 1 回

実施場所：豊橋市役所

対 象：公募 100 名（2006 年度は 70 名 申込み）

内 容：血圧測定、尿検査、血液検査など

## (6) 安全

### ◆ 外国人の交通安全対策（豊橋市安全生活課 220 千円）

ポルトガル語の啓発クリアフォルダーを作成し、外国人登録窓口などで配布する。

## (7) その他

### ◆ 一日ブラジル領事館（豊橋市国際交流協会 203 千円）

在住ブラジル人及びその代理人やブラジルと関係のある日本人を対象に、パスポートの申請、委任状、結婚の申請、出産・死亡証明などの手続きが行えるよう、在名古屋ブラジル総領事館による、一日ブラジル領事館を開催。会場で労働、ビザ、医療、教育などの各種相談も行う。

開催回数：年 1 回

開催場所：豊橋市役所

### ◆ 法律相談などの専門相談

#### ・ポルトガル語・スペイン語による弁護士・労働相談 （豊橋市国際交流協会 480 千円）

弁護士相談 弁護士による法律相談

開催回数：毎月 1 回（第 3 火曜日）

労働相談 社会保険労務士による労働、雇用保険などに関する相談

ブラジル人を対象とした研修会の開催

開催回数：年 4 回（不定期）

- ・外国法事務弁護士によるブラジル法無料相談  
(豊田市市民相談課 456 千円)

ブラジル法外国特別会員事務弁護士によるブラジル法及び日本とブラジルに関わる民事などの法律相談を開催する(予約制)。

開催回数:月 1 回(毎月第 4 金曜日)

- ◆ 在住外国人市内施設見学(刈谷市国際交流協会 202 千円)

在住外国人を対象に、市内の各施設見学・利用案内を実施し、市についてより知ってもらうと同時に各種施設情報を提供する。

開催回数:年 2 回

募集定員:各 30 人 参加費:無料

見学施設:消防署(消火活動体験)、ごみ処理場、リサイクルプラザなど

## 2 コミュニケーション支援

### (1) 日本語・日本社会に対する学習支援

- ◆ 港区ブラジル人生活オリエンテーション(名古屋市委託:名古屋国際センター  
(港区多文化共生推進協議会・港区役所共催) 予算措置なし)

新しく転居した主にブラジル人を対象にポルトガル語で地域の生活情報を提供するオリエンテーションを実施する。

- ◆ 日本語ボランティア関連の研修(名古屋市委託:名古屋国際センター 230 千円)

日本語ボランティアの情報交換とネットワーク化を目的に、毎年 12 月、「日本語ボランティアシンポジウム」、定期的に「日本語ボランティア研修」を実施する。

### (2) 情報の多言語化

- ◆ コミュニティ通訳員設置事業(岡崎市文化国際課 210 千円)

外国人集住地区でコミュニティ通訳員を委嘱し、地元運動会や会合で、通訳業務を行う。2006 年度は 7 名を委嘱。

- ◆ 多言語通訳派遣事業(豊田市国際交流協会 1,305 千円)

外国人の生活相談、行政サービスなどにおける説明・情報提供に関して、窓口だけでは対応できず、通訳補助が必要なケースに通訳(ボランティア)派遣を行う。通訳派遣は、1 案件原則 2 回まで。

対応言語:ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語

- ◆ コミュニティ FM ラジオのポルトガル語によるイベント・防災情報の提供  
(豊橋市広報広聴課 3,162 千円)

エフエム豊橋のポルトガル語放送の中で、市のイベントや防災情報をスポット放送する。  
放送日時:毎週日曜日 正午～13時

- ◆ 外国人のための休日相談所開設事業  
(豊田市自治振興課委託:豊田市国際交流協会 1,531 千円)

行政手続、生活全般、労働、医療などさまざまな分野の相談に応じ、在住外国人が自立していくために必要な情報提供やコミュニケーションの基盤づくりに努める。

ポルトガル語:土曜日・日曜日・祝祭日 10時～16時  
標準中国語:火曜日 14時～17時、土曜日 9時～12時

- ◆ 多言語 CD 製作事業 (岡崎市文化国際課 1,000 千円)

市を紹介する CD を多言語で作成し、来日する外国人や、海外渡航者に無料配布する。  
作成言語:日本語、英語、ポルトガル語、中国語  
作成枚数:1,000 枚

### 3 多文化共生の地域づくり

#### (1) 地域社会に対する意識啓発

- ◆ 多文化共生ボランティア制度の運営  
(名古屋市委託:名古屋国際センター 200 千円)

外国人が地域住民として基本的なサービスを受けられ、市民と外国人が共に助け合い、豊かな文化を創造するボランティア制度の運営。

- ◆ 地域活動参加促進事業 (豊田市自治振興課委託:NPO 法人 1,050 千円)

在住外国人に対して、相互理解のための日本語教室の開設、地域活動への積極的な参加促進、集住地域における防災対策・体制づくりなど、地域社会の一員として自覚を持って行動できるよう促す事業を実施する。

- ◆ スポーツなどを通じた交流事業

- ・外国人青少年サッカー大会  
(豊田市自治振興課委託:豊田市国際交流協会 1,044 千円)

スポーツを通じて参加者同士や子どもと保護者が交流する機会を提供し、彼らの健全育成を図るため、外国人青少年に人気の高いサッカーの大会を開催する。

開催回数:年 1 回

- ・キッズワールドサマースクール（豊川市国際交流協会 84 千円）

日本の子どもたちと在住外国人との野外活動（魚釣り、農業体験）を通して、日帰りの交流会を開催する。

開催回数：年1回（海の日）

- ・外国人とのスポーツ交流会（豊明市国際交流協会 350 千円）

在住外国人と市民との交流を深めるためにスポーツ交流会（ビーチボール・インディアカ・卓球など）を開催する。実行委員会形式で主催し、実行委員会には外国人も参加。

開催回数：年1回

## （2）外国人住民の自立と地域社会への参画

### ◆ 在住外国人の市政への参画

- ・市長とブラジル人児童及び保護者との懇談会  
（豊橋市国際交流課委託：豊橋ブラジル協会 200 千円）

参加者（2006 年度）：行政（市長など）及び豊橋ブラジル協会役員など 34 名、  
市内の小学校やブラジル人学校に通うブラジル国籍の児童とその  
家族 161 名（うち、児童は 61 名）

開催回数：年1回

- ・外国人市民会議（岡崎市文化国際課 350 千円）

委員：在住外国籍委員 10 名（ブラジル、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、英語圏から  
それぞれ 2 名）、日本国籍委員 2 名（有識者）

開催回数：年1回

- ・外国籍市民施策懇話会（豊明市市民協働課 231 千円）

委員：在住外国籍委員 4 名（ブラジル、韓国・朝鮮、中国、スリランカ）、日本国籍委員  
5 名（市職員 1 名、市民代表 2 名、NPO 代表 1 名、有識者 1 名）

開催回数：年4回

- ◆ 外国人コミュニティ協働事業（名古屋国際センター 800 千円）

外国人コミュニティと協働し、その主体的な地域・社会参画を促進するプロジェクトを実施する。2006 年度は、ブラジル人コミュニティと協働で青少年育成事業として「和太鼓教室」を実施。

◆ 豊橋ブラジル協会事業委託（豊橋市国際交流課 700 千円）

広報とよはしポルトガル語版の翻訳業務（年 4 回分（6・9・12・3 月））、市長とブラジル人児童などとの懇談会（年 1 回）、ブラジル人青少年健全育成事業（サッカー交流試合など）を委託。

◆ 岡崎ブラジル協会育成支援（岡崎市国際交流協会 100 千円）

ブラジル人の自助組織（岡崎ブラジル協会など）の立ち上げに際し、助成金を交付する。

## 4 多文化共生施策の推進体制の整備

### (1) 多文化共生推進主体の連携・協働

◆ 豊田市多文化共生推進協議会（豊田市自治振興課 241 千円）

外国人の受入れ体制を整備し、互いに尊重しあって暮らすことのできる触れ合いのある多文化共生のまちづくりを推進するために設置。部会として、「保険・労働」、「教育・青少年」、「コミュニティ」を設置、必要に応じてワーキンググループ部会を随時開催する。

委員：国県市関係機関（職業安定所、警察署、教育事務所）、民間企業、商工会議所、日系人代表、集住地区住民代表など

開催回数：全体会 年 1 回、部会 年 2～3 回、ワーキンググループ部会 随時

◆ 国際交流団体に関する情報交換会（春日井市文化課 予算措置なし）

国際交流団体などのあり方など諸課題を協議、検討するとともに、団体同士が情報を交換する場として、民間国際交流団体の代表らによる「情報交換会」（構成団体 24 団体）を開催する。

開催回数：随時

◆ 春日井市国際化推進施策研究会（春日井市文化課 313 千円（見込み））

多文化共生に対応した国際化推進施策体系について総合的な調査研究を行うため、「研究会」を開催する。

委員：学識経験者、国際交流団体代表、外国人学校校長、在住外国人代表、留学生代表、文化団体代表など 13 名

開催回数：年 4 回





## 參考資料 3



## 愛知県多文化共生社会づくり推進会議開催要綱

### (目的)

第1条 外国籍県民と日本国籍県民がお互いの文化や考え方などを理解し、尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会(多文化共生社会)づくりを推進するにあたり、幅広い視点で総合的・体系的に議論し意見をいただくため、「愛知県多文化共生社会づくり推進会議」(以下「推進会議」という。)を開催する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議、検討を行う。

- (1) 多文化共生施策の推進体制について
- (2) 多文化共生の地域づくりについて
- (3) 外国籍県民の生活及びコミュニケーション支援について
- (4) その他多文化共生社会づくりについて

### (構成)

第3条 推進会議は、別紙に掲げる委員により構成する。

### (座長など)

第4条 推進会議に座長を置く。

2 座長は推進会議を総括する。ただし、座長に事故等があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、愛知県地域振興部長が招集する。

2 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

### (公開)

第6条 推進会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討等を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が推進会議の一部または全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 推進会議の傍聴方法については、別途定める。

### (開催期間)

第7条 推進会議は、平成18年度において開催する。

### (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、地域振興部国際課多文化共生推進室において処理する。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成18年5月18日から施行し、平成19年3月31日をもって廃止する。

## 「愛知県多文化共生社会づくり推進会議」委員 名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名 等
鏡味 次男	愛知労働局職業安定部職業対策課長
北川 潤	社団法人中部経済連合会国際部長
倉橋 靖俊	財団法人豊田市国際交流協会事務局長
佐藤 正顕	愛知県警察本部警備部長
高橋 ミルトン稔	財団法人名古屋国際センター多文化共生嘱託職員
田村 太郎	人と組織と地球のための国際研究所研究主幹 特定非営利活動法人多文化共生センター理事
寺田 志郎	愛知県教育委員会学習教育部長
中神 優	愛知県地域振興部国際監
成田 多喜夫	名古屋商工会議所企画振興部長
ブイ チ トルン	愛知淑徳大学文化創造学部教授
堀内 一孝	豊橋市教育部長
松本 一子	特定非営利活動法人子どもの国理事 特定非営利活動法人保見ヶ丘国際交流センタースタッフ
三宅 宏一	愛知県経営者協会企画・海外グループ部長
山本 かほり	愛知県立大学文学部助教授
山脇 啓造	明治大学商学部教授

：座長

## 検 討 経 過

第 1 回	平成 18 年 6 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の進め方</li> <li>・多文化共生社会づくり推進政策の方向性 論点 : 生活支援</li> </ul>
第 2 回	平成 18 年 8 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生社会づくり推進政策の方向性 論点 : 生活支援 論点 : コミュニケーション支援</li> </ul>
第 3 回	平成 18 年 10 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生社会づくり推進政策の方向性 論点 : 生活支援 論点 : 多文化共生の地域づくり 論点 : 多文化共生施策の推進体制の整備</li> <li>・報告書のまとめ方</li> </ul>
第 4 回	平成 18 年 12 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書案 とりまとめ(1)</li> </ul>
第 5 回	平成 19 年 2 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書案 とりまとめ(2)</li> </ul>

多文化共生の県づくりに向けて  
- 愛知県多文化共生社会づくり推進会議報告書 -  
2007年3月

作成: 愛知県多文化共生社会づくり推進会議

問合せ先: 愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室

〒460 - 8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

TEL: 052 - 954-6138

FAX: 052 - 951-2590

E-mail: tabunka@pref.aichi.lg.jp